

てんきょう あお みなも
天鏡の 碧き水面に 心ふれあう

～秩序ある猪苗代湖の利用をめざして～

猪苗代湖水面利活用基本計画

平成6年3月

福 島 県



はじめに

猪苗代湖は、「天鏡」と例えられるように、碧く澄んだ広大な水面を有し、隣接する磐梯高原とともに本県の貴重な財産であり、冬に飛来するハクチョウや湖岸の白砂青松などの美しく豊かな自然とレクリエーションの場を私たちに提供しております。

また、近年は、生活水準の向上や余暇時間の増大等に伴いレクリエーション指向も多様化し、従来の湖水浴等の水辺利用に加え、プレジャーボート、水上バイク等広い範囲の水面を利用するマリンレジャーが活発になってきており、会津フレッシュリゾート地域内にある猪苗代湖の水面利用に関する社会的要請はますます強くなっています。

猪苗代湖に関する河川空間の利用につきましては、平成元年3月に建設省・新潟県・福島県の3者において、「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」を定め、適正な管理に努めてまいりましたが、最近になって、船舶の航行等による良好な自然環境への影響、不法係留や不法占有、あるいは船舶の事故等により河川利用や管理上の問題が顕在化しております。

このため、湖沼としては全国に先がけ、現状の自然・社会条件や利用形態を十分に踏まえ、地域社会の多様な要請に配慮し、水面活動及び水際活動にとって秩序ある利用がなされるよう、また、利用と環境保全との調和が図られるよう、長期的かつ広域的な視点に立ち、この度、「猪苗代湖水面利活用基本計画」を策定いたしました。

『天鏡の碧き水面に心ふれあう』～秩序ある猪苗代湖の利用をめざして～を基本テーマとする本計画の実現は、平成5年度からスタートした長期総合計画「ふくしま新世紀プラン」の基本目標である「21世紀の新しい生活圏－美しいふくしま－の創造」に大きく寄与するものと考えております。

今後は、本計画を基に、国や関係市町をはじめ広く県民の皆様の御理解と御協力を得ながら、猪苗代湖の水面利活用の適正化に向けて全力を挙げて取り組んでまいり考えでありますので、関係の皆様におかれましては、更なる御支援、御協力を賜りますようお願い申しあげます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました「猪苗代湖水面利活用協議会」の委員及び幹事の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成6年3月

福島県知事
佐藤栄久



目 次

第1章 猪苗代湖の概要

1.1 猪苗代湖の位置	1
1.2 猪苗代湖の自然環境	5
1.2.1 地形・地質	5
1.2.2 気象	6
1.2.3 水質	7
1.2.4 生物	7
1.2.5 景観	8
1.3 猪苗代湖の歴史環境	10
1.3.1 猪苗代湖の成因	10
1.3.2 湖面利用の歴史	10
1.4 猪苗代湖の社会環境	11
1.4.1 交通網	11
1.4.2 観光施設	11
1.4.3 法規制	11
1.5 猪苗代湖の利用実態	13
1.5.1 猪苗代湖の利用形態	13
1.5.2 猪苗代湖の湖面利用	13
1.5.3 湖面利用に係わる条例・規制	14
1.5.4 許可・無許可工作物の現状	14
1.5.5 湖面利用に関わる事故の動向	15

第2章 上位・関連計画及び湖面利用の将来見通し

2.1 上位・関連計画	17
2.1.1 上位計画	17
2.1.2 関連計画	18
2.2 猪苗代湖における海洋性レクリエーションの将来展望	19
2.3 湖面利用の活発化により懸念される事項	20

第3章 猪苗代湖水面利活用に関する基本事項

3.1 基本テーマ及び基本理念	21
3.1.1 基本テーマ	21
3.1.2 基本理念	22
3.2 基本方針	22
3.3 計画の策定方針	23
3.3.1 計画の策定方針	23
3.3.2 計画対象区域	23

第4章 水面利活用配置計画

4.1 エリア計画	24
4.1.1 エリア区分	24
4.1.2 エリア利活用方針	24
4.2 ゾーニング計画	26
4.2.1 陸域ゾーンタイプ	26
4.2.2 水域ゾーンタイプ	29
4.2.3 ゾーニング	31
4.2.4 ゾーン別整備方針	32

第5章 実現化方策

5.1 航行マナー	35
5.1.1 航行船舶に関する事項	35
5.1.2 船舶の航行に関する事項	36
5.1.3 安全管理に関する事項	38
5.1.4 地先水域における利用区分（航行マナー）の具体化にむけて	38
5.1.5 具体化の推進主体（調整組織）について	41
5.2 湖沼管理上の方針	42
5.2.1 湖沼工事等にあたって配慮すべき事項	42
5.2.2 係留施設（マリーナ等）整備にあたって配慮すべき事項	42
5.2.3 占用許可にあたって配慮すべき事項	42
5.2.4 占用地の維持管理にあたって配慮すべき事項	43
5.2.5 船舶対策	43
5.3 関連施策との調整方針	44
5.3.1 猪苗代湖に関連する施策との調整	44
5.3.2 自然公園法等に基づく 行為の規制を行う必要のある区域との調整	44
5.3.3 都市計画事業等により整備することが望ましい区域との調整	44
5.3.4 湖岸道路との調整	44
5.4 その他配慮事項	45
5.4.1 情報の周知について	45
5.4.2 湖沼愛護思想等の普及・啓発について	45
5.4.3 事故防止のための啓発について	45
5.4.4 水面利活用のための調査研究について	45
5.5 水面利活用の推進体制について	46
参考資料	47
1. 猪苗代湖水面利活用協議会規約	47
2. 猪苗代湖水面利活用協議会名簿	48
3. 猪苗代湖水面利活用基本計画策定の経過	50

第1章 猪苗代湖の概要

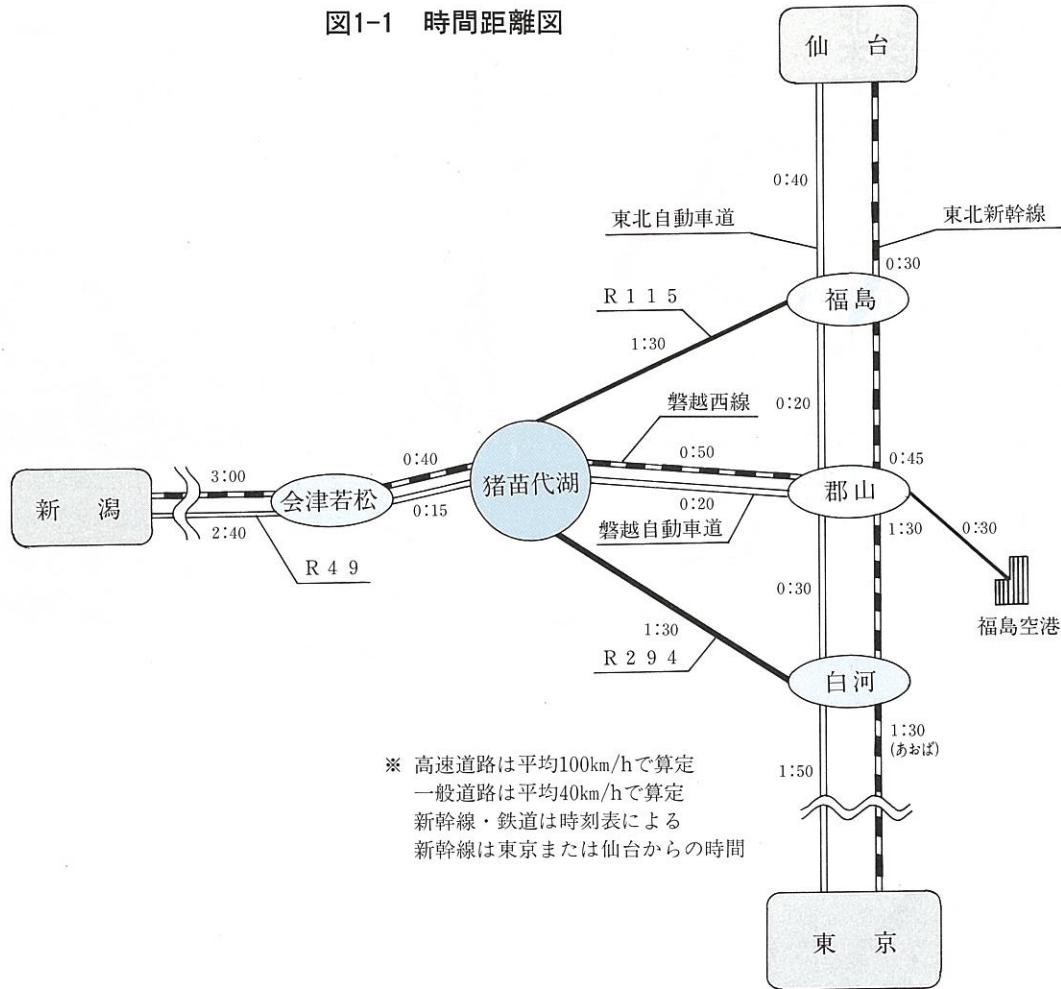
1.1 猪苗代湖の位置

阿賀野川水系猪苗代湖は福島県のほぼ中央部、猪苗代盆地の中に位置し、面積約103km²(全国で第4位、淡水湖では3位)、流域面積829.8km²という規模を持つ淡水湖で、郡山市・会津若松市・猪苗代町の2市1町に接している。

湖の周囲は、標高1,819mの磐梯山をはじめとする、標高800～1,000mの山地に囲まれており、その東方には郡山盆地、西方には会津盆地が広がっている。

首都圏からは、東北新幹線・東北自動車道等が通っている郡山・白河から、磐越自動車道・JR磐越西線・一般国道を経由して3時間程度で猪苗代湖に至ることができる。

図1-1 時間距離図



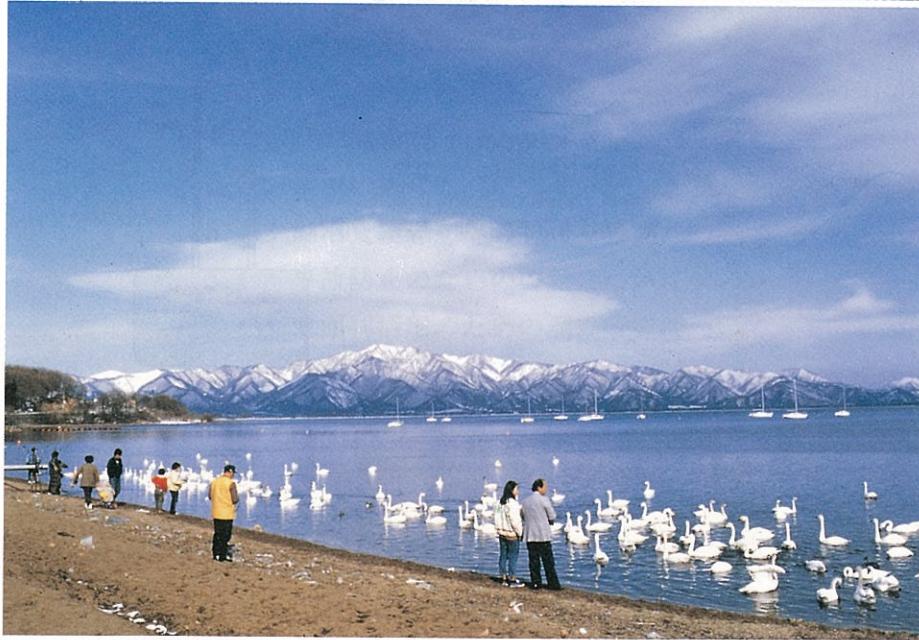
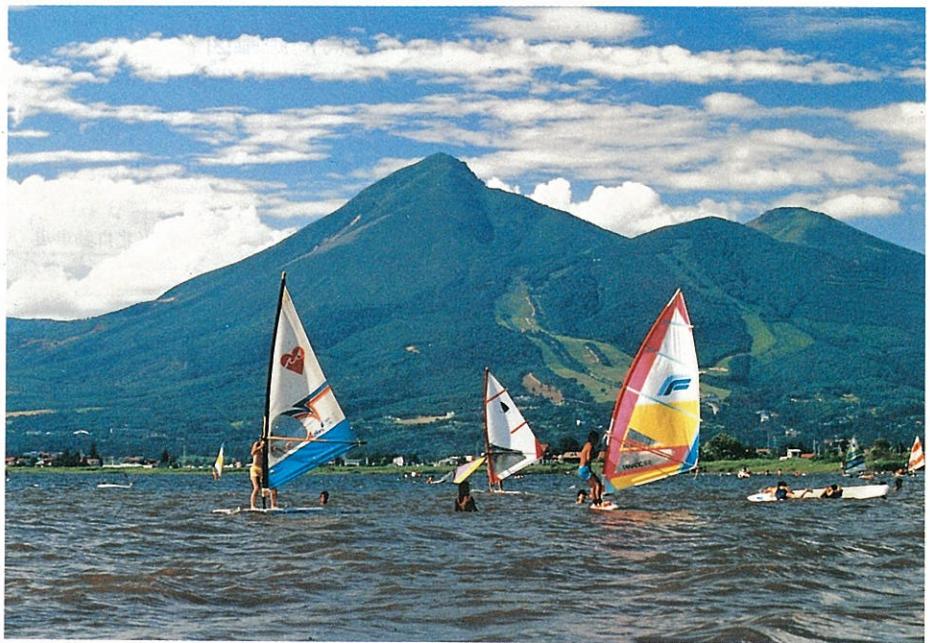
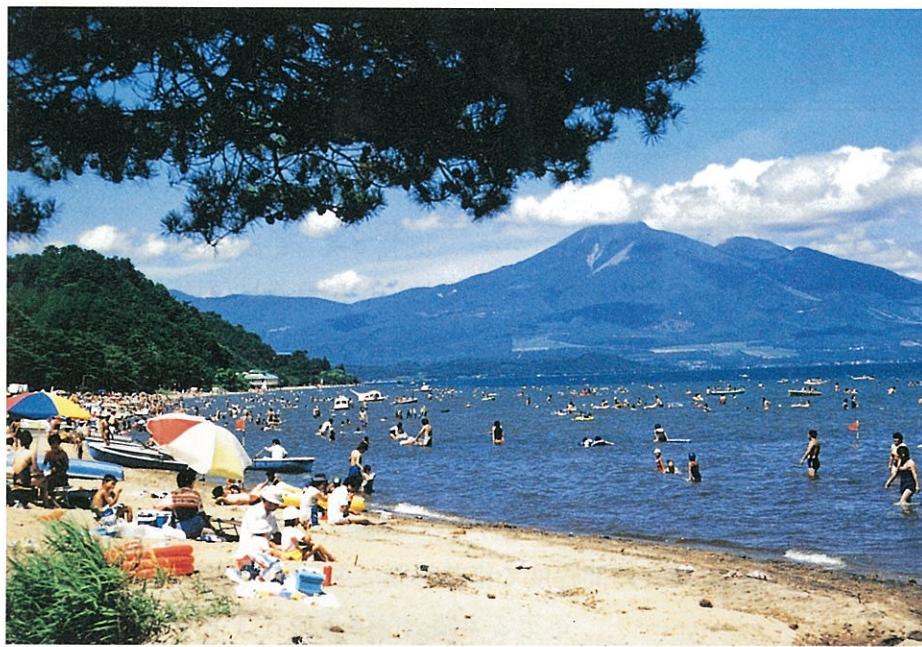
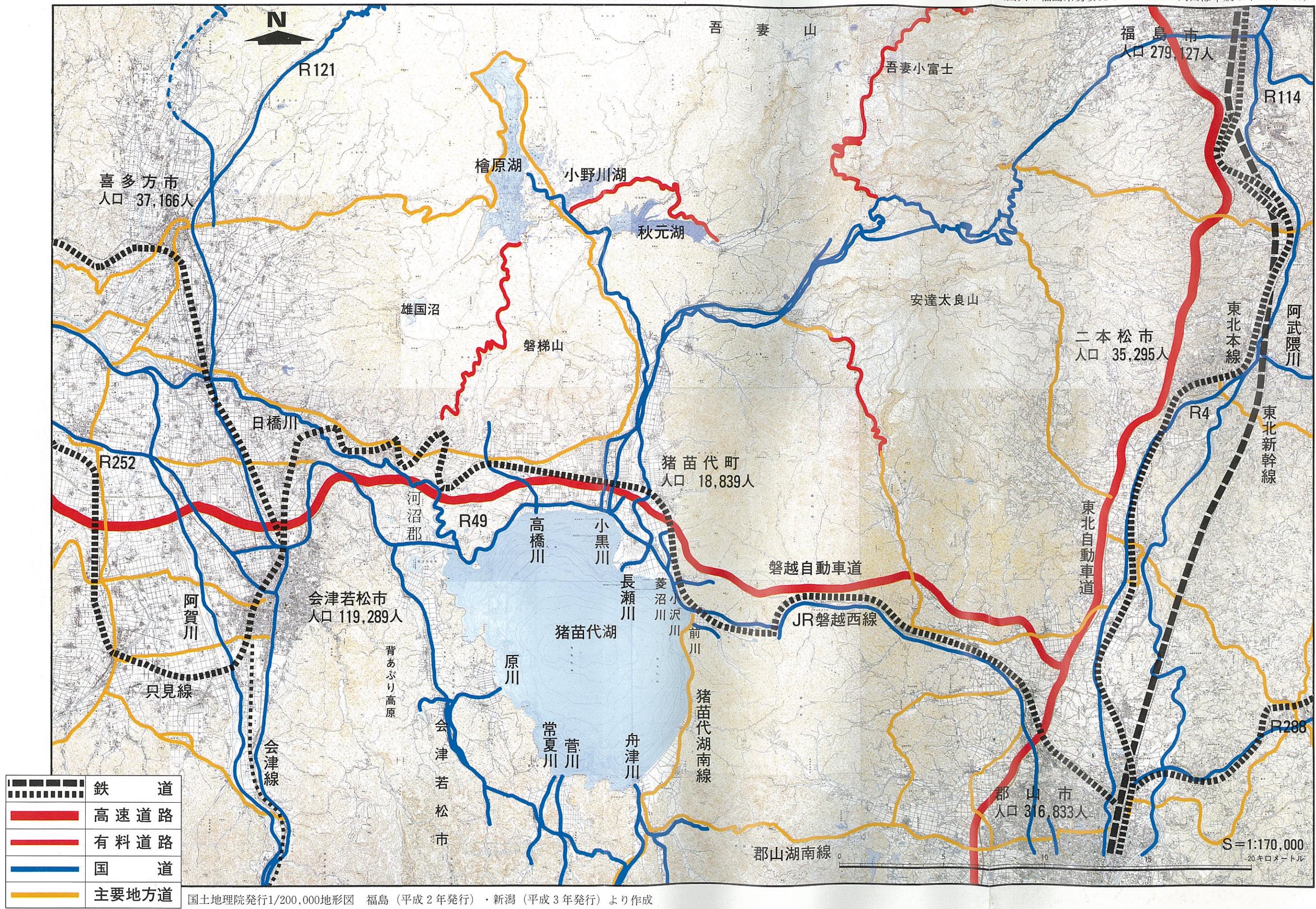


図1-2 広域交通網・河川位置図

(出典：福島県勢要覧平成4年度 人口は平成3年10月1日)



国土地理院発行1/200,000地形図 福島（平成2年発行）・新潟（平成3年発行）より作成

1.2 猪苗代湖の自然環境

1.2.1 地形・地質

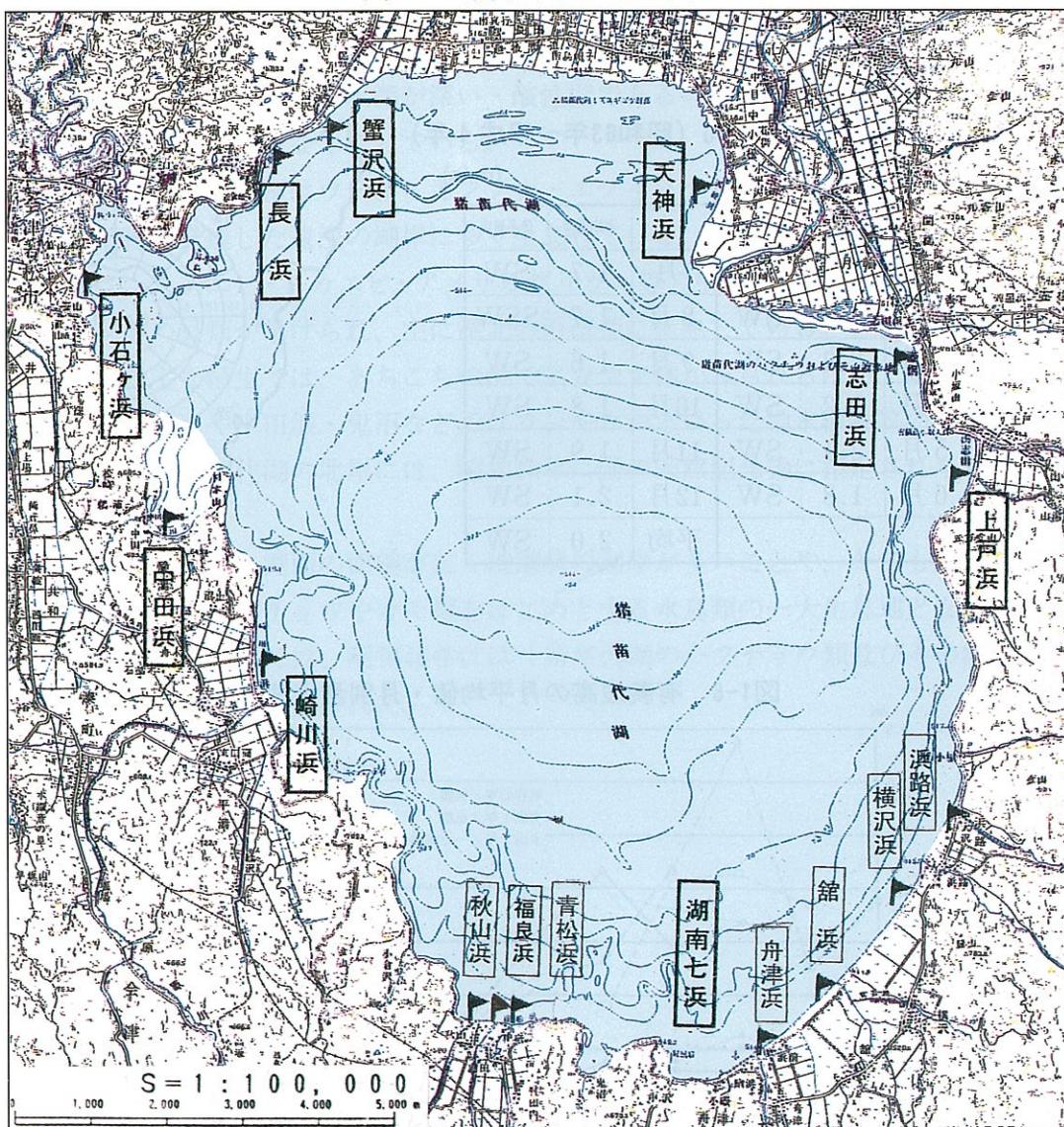
猪苗代湖は周囲を山に囲まれており、北岸の大きな沖積平野や流入河川の河口付近に形成された大小の平坦地の他は、山が湖にせまっている場所が多い。

湖の東岸の山地には、^{かわげた}川桁断層と呼ばれる比較的大きな断層があり、新第三期の堆積岩を中心形成されている。また、背あぶり高原と呼ばれている西岸の山地は凝灰岩を中心とする石英安山岩類、北岸一体は沖積層あるいは新期火山碎屑物によって形成されている。

流入する河川の河口付近には、その堆積作用により大小の砂浜が形成されている。主な砂浜としては、上戸浜・志田浜・天神浜・蟹沢浜・長浜・小石ヶ浜・中田浜・崎川浜・湖南七浜などがある。

猪苗代湖の湖底は、北岸で1～2km沖まで深度5m未満の湖棚が発達しているが、他の湖岸部は岸から急に深くなってしまっており、70m以深の底部は勾配の緩やかな湖底平原となっている。湖底平原では主に泥が堆積しているが、湖岸部では砂・砂礫等の粗粒堆積物が多く見られる。

図1-3 猪苗代湖の主な砂浜



国土地理院発行 1/50,000 地形図 磐梯山（昭和50年発行）・猪苗代湖（平成4年発行）
喜多方（昭和60年発行）・若松（平成3年発行） より作成

1.2.2 気象

夏季の猪苗代湖周辺は、気温の日較差が大きく湿度が低い、高原性気候の特徴をもっており、比較的過ごしやすい気候である。しかし冬季になると、季節風の風衝地にあたる内陸山間地に位置するため風雪が厳しい。そのため、湖も夏季は静穏であるが、冬季は波高が高くなる。

図1-4 月別気温〔日最高・日最低・平均〕、降水量（昭和63年～平成4年）

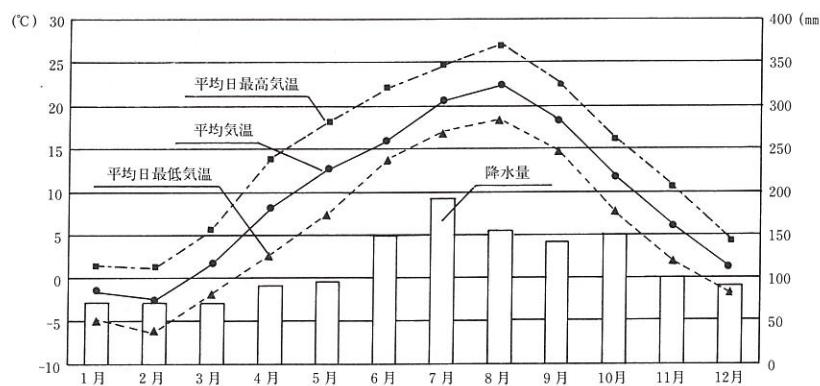


図1-5 風配図（翁島マリーナパンフレットより）

昭和62年4月～平成元年3月

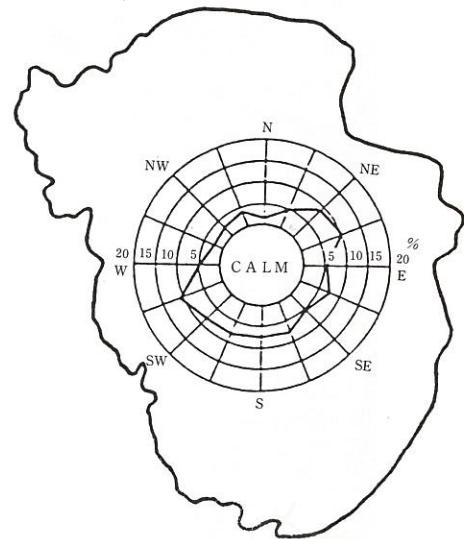
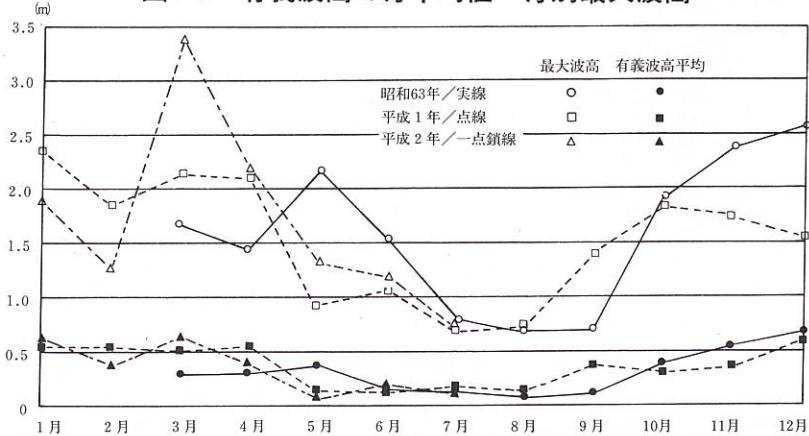


表1-1 月別平均風速・最多風向（昭和63年～平成4年）

	平均風速 (m/s)	最多風向		平均風速 (m/s)	最多風向
1月	2.2	SW	7月	1.7	SW
2月	2.2	SW	8月	1.7	SSW
3月	2.3	SW	9月	1.6	SW
4月	2.2	SW	10月	1.8	SW
5月	2.1	SW	11月	1.9	SW
6月	1.8	SW	12月	2.1	SW
平均		2.0	SW		

図1-6 有義波高の月平均値・月別最大波高

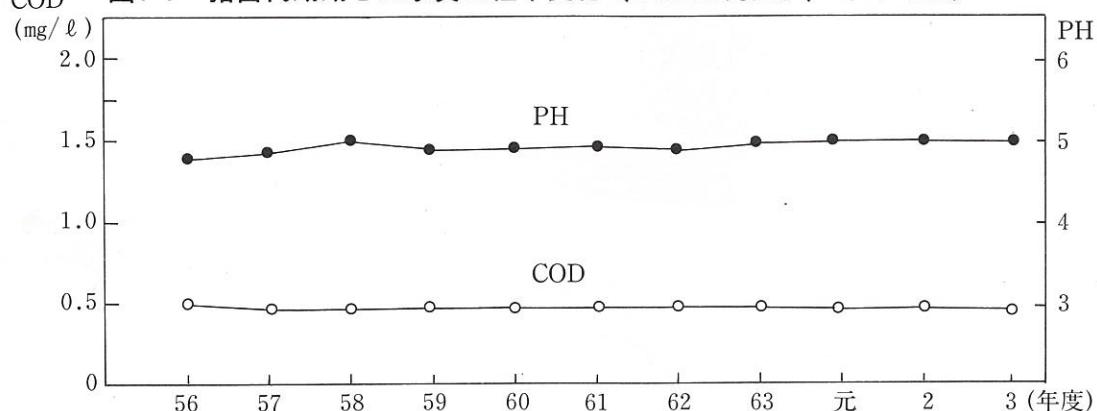


1.2.3 水質

猪苗代湖は、長瀬川の酸性の水が流入するため、湖水のpHが5ppm程度となっており酸性度が高い。

水質環境基準はA類型、全りんに係わる環境基準はII類型に指定されているが、pHを除きいずれも環境基準を達成しており、良好な水質を保持している。

図1-7 猪苗代湖湖心の水質の経年変化 (COD75%値、pH年平均値)



1.2.4 生物

猪苗代湖は、標高が高い・水深が深い・酸性湖である等の条件から、全体的に魚や水生生物の種類・量ともに少なくなっている。

湖に生息する主な魚種はウグイ・ギンブナ・エゾイワナ・コイ等であり、湖北や鬼沼などの抽水植物が発達した遠浅の湖岸に多く生息している。その他、猪苗代湖に住む水生生物としては、スジエビ・ヌカエビ・アメリカザリガニ等の甲殻類や、タガイ・カラスガイ・オオタニシ等の貝類が挙げられ、主に湖北の沿岸帯に生息している。

湖岸付近の主な植生では、あちこちの浜でアカマツ林がみられるほか、湖の北岸（志田浜～銚子口付近）や中田浜・鬼沼などではヨシやガマといった抽水植物等の水草が発達している。また、猪苗代湖の北岸には、昭和10年に国の天然記念物に指定された「ミズスギゴケ群落」がある。

また、猪苗代湖は、湖面の面積が広く浅瀬状の湖岸が多いことや、冬でも湖面が凍らないことなどから、ハクチョウやカモ類をはじめとする水鳥類の一大生息地となっている。特にハクチョウについては、昭和46年には「猪苗代湖のハクチョウ類及びその渡来地」として国の天然記念物に指定された。

1.2.5 景観

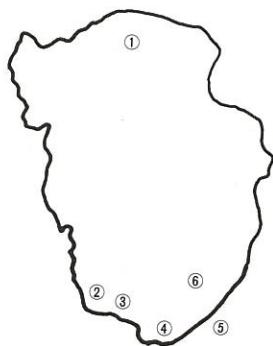
猪苗代湖は、自然の湖岸が多く残されており、広大で青く澄んだ湖面や磐梯山の眺望などとともに、風光明媚な景観を醸しだしている。

特に、湖南の白砂青松(青松浜付近、舟津浜～浜路浜)、鬼沼、屏風岩や北岸の抽水植物群落などは、猪苗代湖を代表する自然景観となっている。

また、夏季に行われる湖水浴・ヨット・モータボートなどの風景や、冬季に飛来するハクチョウの姿は、猪苗代湖の季節を彩る景観要素となっている。



①抽水植物群落（ヨシ・ガマ等、北岸）



⑥白鳥と磐梯山（湖南）



②白砂青松（秋山浜～青松浜）



⑤湖水浴場と磐梯山（湖南）

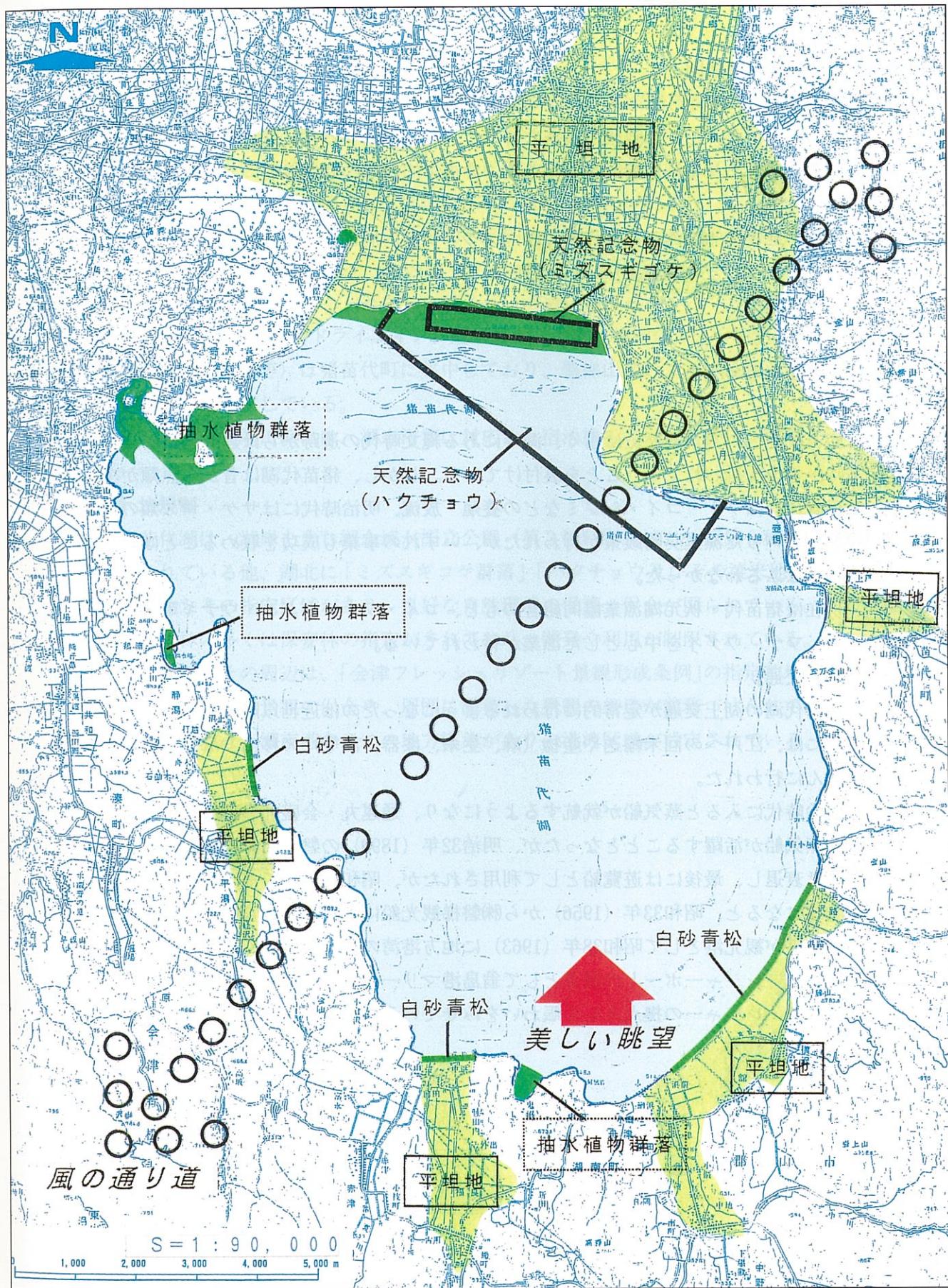


③抽水植物群落（ヨシ・ガマ等、鬼沼）



④屏風岩

図1-8 現況特性（自然条件）概念図



国土地理院発行 1/50,000 地形図 磐梯山（昭和50年発行）・猪苗代湖（平成4年発行）
喜多方（昭和60年発行）・若松（平成3年発行） より作成

1.3 猪苗代湖の歴史環境

1.3.1 猪苗代湖の成因

猪苗代湖は、大同元年(806年)の磐梯山の大爆発により誕生したと、湖周辺の住民に固く信じられてきた。しかし戦後の調査において、猪苗代湖畔の縄文遺跡から、当時湖で使用していたと思われる錘や釣針が発見され、考古学的には有史以前にできたものであると証明されている。

一方、地質学的にみる猪苗代湖の成因については、堰止め湖説・断層陥没説・カルデラ説などがあり、どの説が正しいかは証明されていない。ただ、これらの諸説が単独でつくったのではなく、いくつかの説が複合したもののが成因ではないかと言われている。

1.3.2 湖面利用の歴史

【漁業】

猪苗代湖での漁業の歴史は古く、湖畔にある縄文時代の遺跡からは錘や釣針が出土し、当時から漁が行われていたことを裏付けている。しかし、猪苗代湖は昔から魚類が少なく、江戸時代にはフナ・コイ・シジミなどの養殖・放流、明治時代にはサケ・マス類の移植事業などといった漁業奨励政策が行われたが、いずれの事業も成功を収めることは出来ず、漁獲量はふるわなかつた。

現在は猪苗代・秋元湖漁業協同組合のもと、コイ・フナ・ウグイ・ウナギ等の放流が行われ、フナ、ウグイを中心とした漁業が行われている。

【湖上交通】

猪苗代湖の湖上交通が定常的に行われるようになったのは近世以降のことであり、江戸時代には、江戸への回米輸送や産物（麻、生糸、漆器、油等）の移出、海産物の移入などが盛んに行われた。

明治時代に入ると蒸気船が就航するようになり、通運丸・会盛丸・会成丸・会津丸といった蒸気船が活躍することとなったが、明治32年（1899）の磐越西線の開通によって湖上交通は衰退し、最後には遊覧船として利用されたが、昭和に入ってその姿を消した。

戦後になると、昭和33年（1958）から株式会社磐梯観光船により観光遊覧船が就航し、翁島港と湖南港が観光港として昭和38年（1963）に地方港湾の指定を受けた。また、平成4年6月には、プレジャーボートの拠点として翁島港マリーナが開港するなど、現在の猪苗代湖は、観光・レジャーの拠点として賑わいをみせている。

1.4 猪苗代湖の社会環境

1.4.1 交通網

猪苗代湖と郡山市、会津若松市方面を結ぶ主要交通路（JR磐越西線・磐越自動車道・国道49号等）は湖北に集中し、湖北は猪苗代湖への主要なエントランスとなっている。その他、湖南・崎川浜などが、郡山市・会津若松市・白河市と主要地方道や一般県道などで結ばれており、猪苗代湖へのエントランスとなっている。

また、湖岸道路は崎川浜～青松浜の間を除き、国道、県道、市道で形成されている。

1.4.2 観光施設

「野口英世記念館」やドライブイン、遊覧船の発着場、規模の大きい宿泊施設（ホテル・旅館・ペンション等）は猪苗代町に集中しており、磐梯山麓のスキー場群と共に一大リゾートエリアを形成している。

また、湖南・崎川浜には、湖水浴客に対応した宿泊施設群（民宿群）がある。

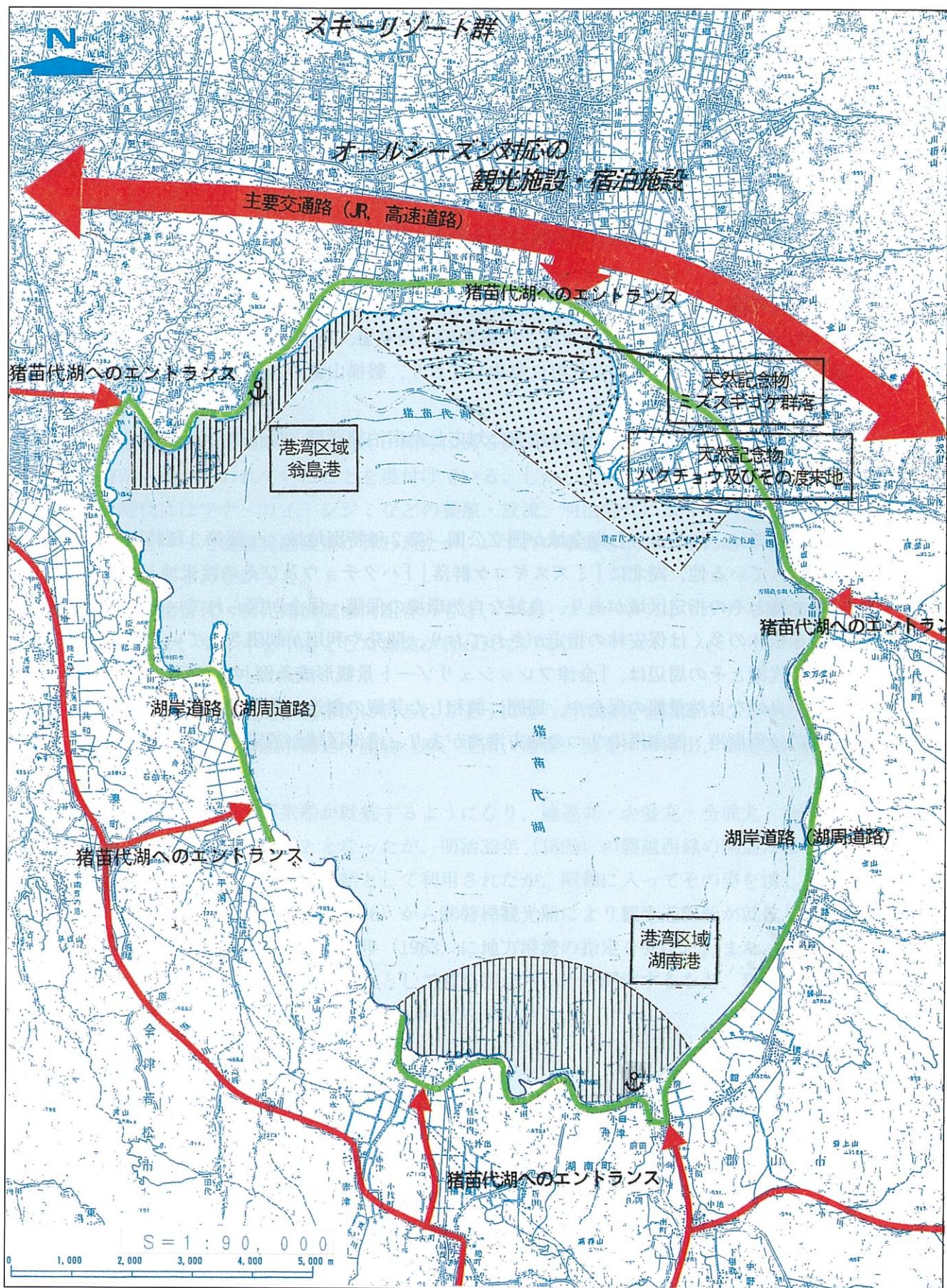
1.4.3 法規制

猪苗代湖は、湖岸を含む湖全域が国立公園（第2種特別地域、一部第3種特別地域）に指定されている他、湖北に「ミズスギコケ群落」「ハクチョウ及びその渡来地」の2つの天然記念物とその指定区域があり、良好な自然環境の保護・保全が図られている。また、湖岸の赤松林の多くは保安林の指定がされており、開発や利用が制限されている。

猪苗代湖とその周辺は、「会津フレッシュリゾート景観形成条例」の指定地域に含まれており、良好な自然景観の保全や、周囲に調和した景観の創造が義務づけられている。

湖には翁島港・湖南港の2つの地方港湾があり、港湾区域が設定されている。

図1-9 現況特性（社会条件）概念図



国土地理院発行 1/50,000 地形図 磐梯山（昭和50年発行）・猪苗代湖（平成4年発行）
喜多方（昭和60年発行）・若松（平成3年発行） より作成

1.5 猪苗代湖の利用実態

1.5.1 猪苗代湖の利用形態

猪苗代湖は、隣接する磐梯高原とともに県内有数の観光地となっており、夏季のマリンレジャーのシーズンに最も賑わいを見せる。

また、美しい湖の自然を楽しむ人や、湖畔の野口英世記念館への見学者など、年間を通して観光客が訪れている。

県の観光統計によると、猪苗代湖の入込み客数は平成3年で約110万人となっており、その約3/4にあたる80万人が志田浜（ドライブイン街）の利用者となっている。

1.5.2 猪苗代湖の湖面利用

猪苗代湖では、湖水浴・ヨット・モーターべト等のマリンレジャーや観光遊覧、内水面漁業などの湖面利用が行われている。

【湖水浴】

湖水浴は湖南を中心に行われており、崎川浜、中田浜、天神浜なども利用者が多い。

【プレジャーボート等】

猪苗代湖におけるモーターべト・ヨット・水上バイク等の利用は、年々増加しており、ヨット・モーターべトの保有隻数は現在500隻程度と予想される。

モーターべトの利用は、長浜・中田浜での利用が最も多く、湖南・崎川浜での利用も多い。ヨットは長浜・中田浜・天神浜が、水上バイクは中田浜・湖南・崎川浜・上戸浜が利用の中心となっている。

また、これらプレジャーボートの主な利用拠点は、翁島港マリーナ及び中田浜と長浜の民間マリーナの3ヶ所となっている。

表1-2 平成4年8月16日(日)13:00~14:00の実態調査における湖水浴・船舶数

種別 地 点	湖水浴	てこぎ ボート	ウインド サーフィン	ヨット	水上 バイク	モーター ボート	遊覧船	漁 船	船舶類 合 計
猪苗代町	3,164 (20)	298 (39)	95 (68)	97 (69)	47 (14)	116 (36)	2 (67)	0 (0)	655
会津若松市	5,521 (34)	231 (30)	29 (20)	40 (29)	176 (53)	144 (44)	1 (33)	0 (0)	621
郡山市	7,496 (46)	246 (31)	17 (12)	3 (2)	110 (33)	67 (20)	0 (0)	9 (100)	452
合 計	16,181 (100)	775 (100)	141 (100)	140 (100)	333 (100)	327 (100)	3 (100)	9 (100)	1,728

上段：人、隻 下段：割合(%)

【遊覧船】

猪苗代湖では、翁島港を基地として3隻の遊覧船が湖北を中心に就航しており、観光シーズンには志田浜・湖南港にも臨時の発着場が設けられる。

遊覧船の利用客数は年々増加しており、平成3年に10万人を超えた。

【漁業】

猪苗代湖の内水面漁業は、酸性湖であるため、規模は小さいが、漁場は広範囲に及んでいる。主な漁獲魚はフナ・ウグイとなっており、4月から11月にかけて、さしあみ すだてあみ 刺網・簾建網等の定置網漁法を中心に漁が行われている。

また、放流事業も行われており、コイ・フナ・ウグイ・ウナギが毎年放流されている。

1.5.3 湖面利用に係わる条例・規制

猪苗代湖では、「遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例(平成4年公布・施行)」により、湖水浴場・プレジャーモーターボート提供業者・催物開催に関しては公安委員会への届出等の義務が課せられている。また、この条例により、舟津浜湖水浴場と舟津公園湖水浴場に遊泳区域が設定された。

1.5.4 許可・無許可工作物の現状

河川法による許可工作物としては、頭首工・水門や水質・水位観測所、店舗等の建物、監視所や休憩所（仮設）、浮桟橋（仮設）、マリーナなどがある。

一方、無許可工作物では浮桟橋が最も多く（42件）、そのほとんどが郡山市の地先に設置されているものである。

表1-3 猪苗代湖の河川区域内における許可工作物・無許可工作物(平成5年3月～4月調査)

	許 可 工 作 物			無 許 可 工 作 物				
	計	郡山市	会津若松市	猪苗代町	計	郡山市	会津若松市	猪苗代町
頭首工・水門	4	2	2					
店舗等	5		1	4				
店舗以外の建物	4			4	1	1		
公園敷	3			3				
水質モニター・水位観測所	2			2				
マリーナ	1			1				
監視所及び休憩所（仮設）	21			21	(21)			(21)
浮桟橋（仮設）	5		2	3	(1)			(1)
浮桟橋（水上）					12	8	3	1
浮桟橋（浜）					30	30		
斜路（船舶陸揚げ用）					3	2	1	
簡易トイレ					1	1		
その他（電柱、簡易係留ポール等）	7	4	1	2	3	2	1	
合 計	52	6	6	40	72	44	5	23

※（ ）内は季節的許可にもかかわらず、年間を通して設置されていたもの。

1.5.5 湖面利用に関する事故の動向

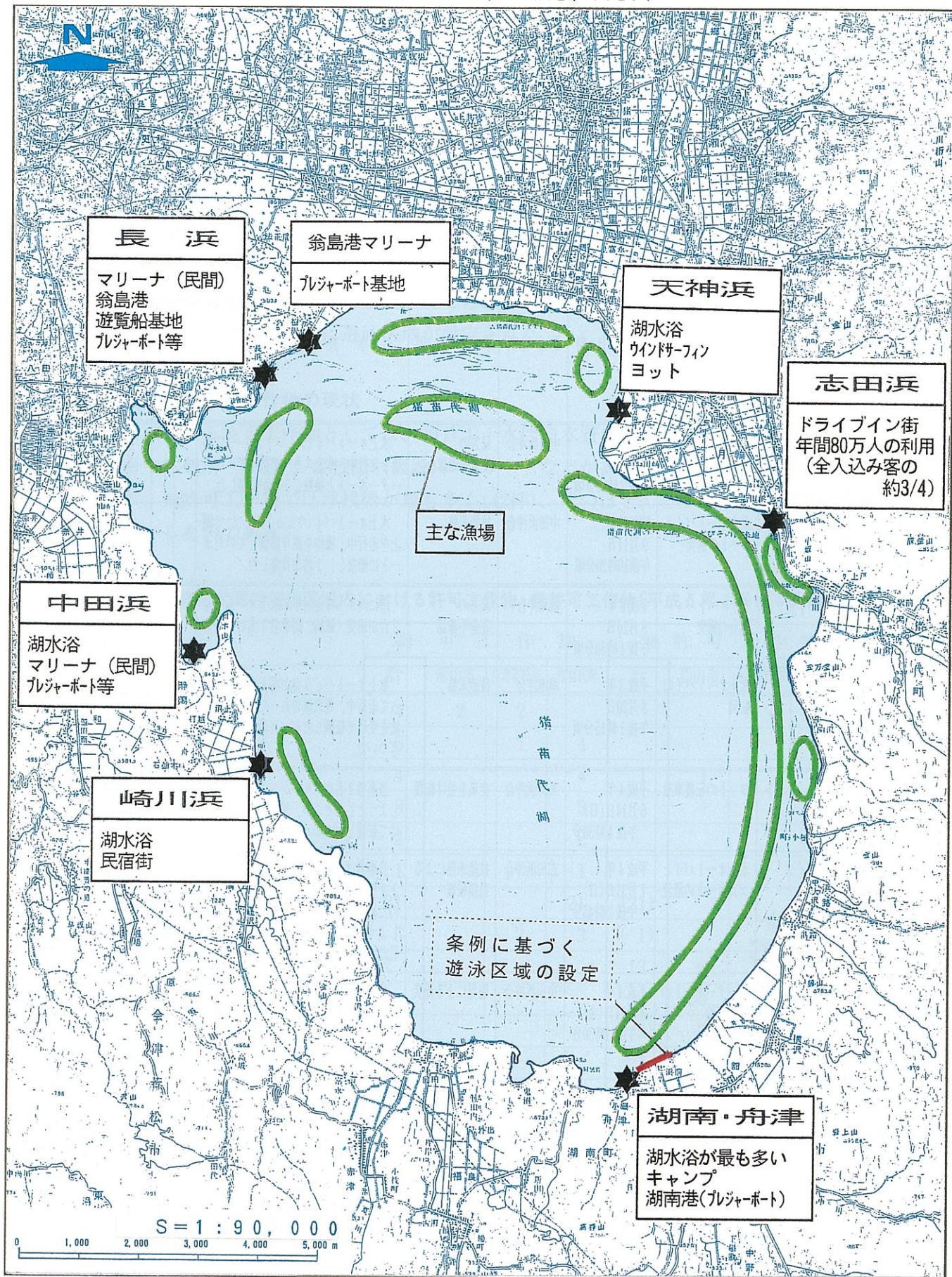
猪苗代湖では、昭和63年から平成4年までの5年間で7件の事故が発生しており、そのうち6件がモーターボートと水上バイクが関係した事故となっている。

表1-4 猪苗代湖における事故発生状況

対象レジャー・スポーツ名	事件(事故)名	発生日時	発生場所	事故原因	事故の概要	り災者数				
						死者	行方不明	重傷	軽傷	無事救出
水上バイクとモーターボート	水上オートバイとボートの衝突	昭和63年 7月24日 午後2時20分頃	中田浜沖合	双方の安全不確認	水上オートバイ(ジェットスキー)で湖上を走行中、水上スキーを引いていたモーターボートと接触し1名が負傷した。			1		1
水上バイクとモーターボート	水上オートバイとボートの衝突	昭和63年 9月11日 午前10時20分頃	中田浜沖合	技能未熟	水上オートバイ(ウェットバイク)で湖上を走行中、操作を誤り係留していたボートに衝突し、1名が負傷した。			1		1
水上バイク	水上オートバイ同士の衝突	平成3年 8月16日 午後4時30分頃	湖南沖合	双方の安全不確認	岸に向かって走行中の水上オートバイ2台が衝突・転倒、同乗者1名が負傷した。			1		1
水上バイク	水上オートバイの転倒	平成3年 8月20日 午後1時15分頃	湖南沖合	技能未熟	水上オートバイ5台が湖上を岸に向かって走行中、悪天候であったことから高波を受けて転倒したが、自力で湖岸に泳ぎついた。			1		1
ヨット	ヨットの転覆事故	平成4年 6月14日(日) 午後1時30分	天神浜沖合	突風を受け転覆	当事者2名がクルージング中、タックしようとしたところ、後方から突風を受けて転覆したもの。				2	2
水上バイク	水上オートバイとゴムボートの漂流	平成4年 7月31日(日) 午後2時45分	志田浜沖合	技能未熟による自損転覆	当事者は、水上オートバイでゴムボートを曳舟して航行していたが、燃料補給のためゴムボートのロープを外して発進しようとしたところ、水上バイクの推進孔にロープを吸込み転覆したもの。				3	3
モーターボート	モーターボートの衝突事故	平成4年 8月14日(金) 午前11時30分	中田浜沖合	脇見による衝突	水上スキーを駆使して航行していたため、親子の乗った手漕ぎボートに気付くのが遅れて衝突、湖上に投げ出された親子に軽傷をあたえたもの。 (近くにいたモーターボートで救出)			2	1	3
7件								6	6	12

※ 届出のあった事故

図1-10 現況特性（利用実態）概念図



国土地理院発行 1/50,000 地形図 磐梯山 (昭和50年発行)・猪苗代湖 (平成4年発行)
喜多方 (昭和60年発行)・若松 (平成3年発行) より作成

第2章 上位・関連計画及び湖面利用の将来見通し

2.1 上位・関連計画

2.1.1 上位計画

①阿賀野川水系河川環境管理基本計画

猪苗代湖が属する阿賀野川水系について河川環境の保全と創造にかかる施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的事項を定めた「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」において、猪苗代湖は、“阿賀野川上流部区域”的“猪苗代ブロック”の中に位置付けられている。

阿賀野川水系河川環境管理基本計画の基本理念、区域及びブロックの管理方針は次のようになっている。

★「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」における猪苗代湖の位置づけ

【基本理念】

テーマ 清流と大河に豊かさの源流をもとめて

- 基本理念
- うるおいのある川を豊かな地域づくりに生かす
 - 大河の風格と清流の輝きを守り子孫に伝える

【阿賀野川上流部】

テーマ 雄大な自然と美しい流れとともに会津地域の活性化をめざして

- 管理方針
- 清流にやすらぎと親しみを求めて
 - うるおいあるふれあい空間の創造
 - 地域活性化の場として

【猪苗代ブロック】

テーマ 美しき山岳と湖面に親しむ空間

- 河川空間の整備に関する基本方針
- 猪苗代湖周辺は、自然景観の保全に配慮しながら水上レクリエーションの水面利用に配慮する。

②阿賀野川水系河川空間管理計画

「河川環境管理基本計画」は「河川空間管理計画」と「水環境管理計画」で構成される。

「阿賀野川水系河川空間管理計画」では猪苗代湖の空間配置計画が定められていないため、本計画で策定された内容を「阿賀野川水系河川空間管理計画」に位置付けることとなる。

なお、「阿賀野川水系水環境管理計画」は現在策定中となっている。

2.1.2 関連計画

猪苗代湖とその周辺地域では、下に挙げるような関連計画がある。

特に、会津フレッシュリゾート構想などの観光・レクリエーション関連計画では、猪苗代湖はマリンレジャーの拠点として位置付けられ、湖面利用や湖岸の整備が望まれている。

《猪苗代湖周辺の主な関連計画》

【観光・レクリエーション関連計画】

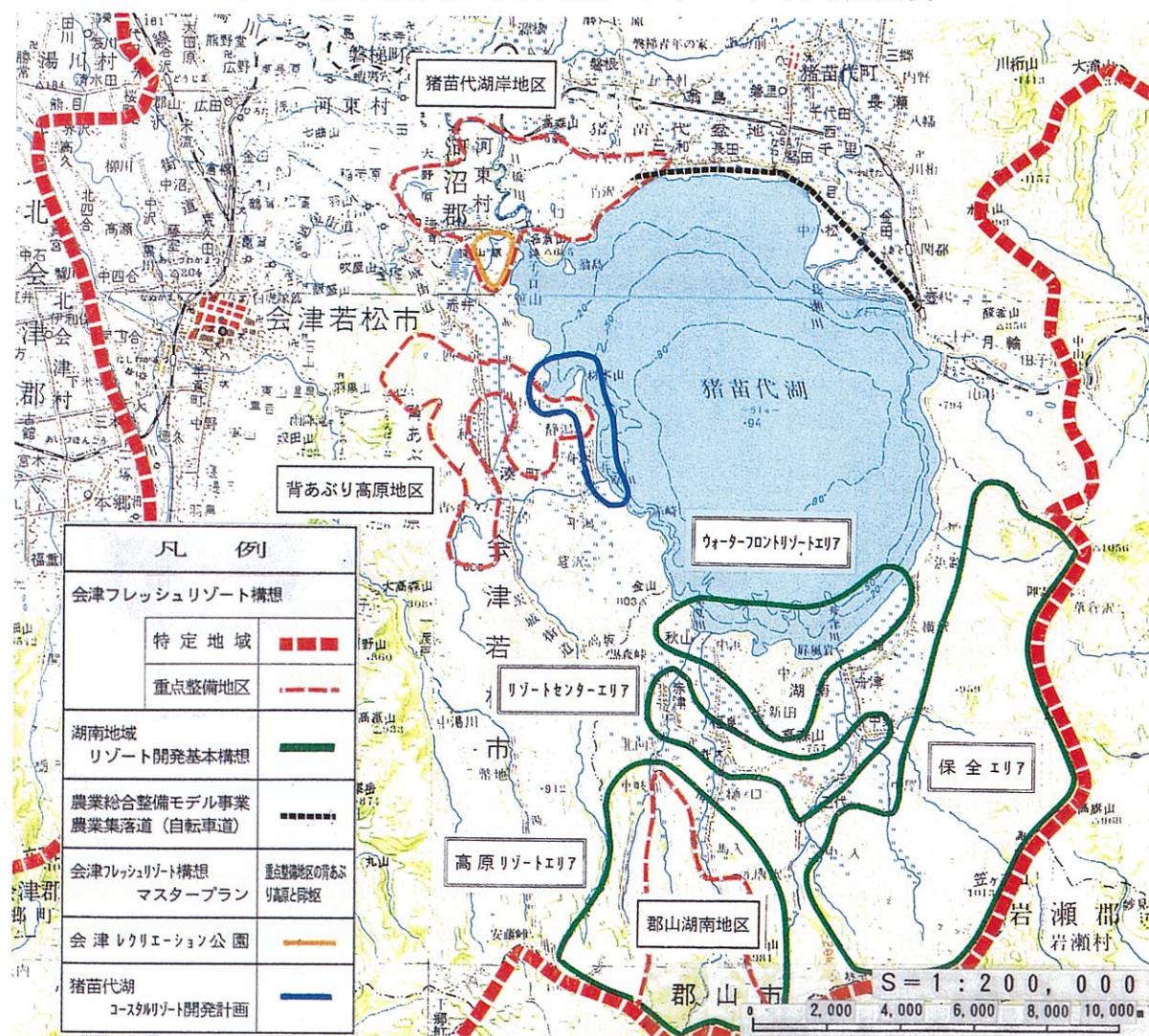
- うつくしま・ふくしま観光基本構想（平成5年8月 福島県）
- 会津フレッシュリゾート構想（昭和63年承認）
- 湖南地域リゾート開発基本構想（平成2年3月 湖南地域リゾート開発協議会）
- 農村総合整備モデル事業 農業集落道（自転車道路）（平成2年度～猪苗代町）
- 会津フレッシュリゾート構想マスターplan（平成2年3月 会津若松市）
- 会津レクリエーション公園（福島県 昭和62年2月都市計画決定）
- 猪苗代湖コースタルリゾート開発計画（昭和62年 運輸省、福島県、会津若松市）

【日橋川上流総合開発事業（北陸地方建設局阿賀川工事事務所）】

【流域別下水道整備総合計画及び下水道計画】

【赤井谷地沼野植物群落保護対策会議（庶務：教育庁文化課 平成5年度発足）】

図2-1 猪苗代湖周辺の主な観光レクリエーション関連計画



国土地理院発行1/200,000地形図 福島（平成2年発行）・新潟（平成3年発行）より作成

2.2 猪苗代湖における海洋性レクリエーションの将来展望

猪苗代湖は、淡水であること、静水面であること、そうした内水面としてかなりの広さを有していることなど、海洋とは違った特性を持った海洋性レクリエーションの場として高いポテンシャルを持っている。

実際、夏期には湖水浴場として賑わい、近年はモーターボート・ヨット・水上バイク等のスポーツ型海洋性レクリエーションも盛んに行われている。

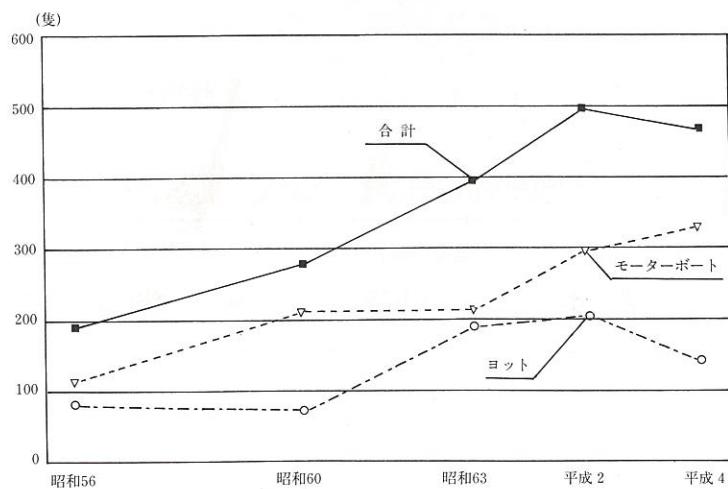
また、会津フレッシュリゾート構想等の関連計画においても、猪苗代湖はマリンレジャー拠点として位置付けられており、マリンレジャーの場としての社会的要請も大きい。

このような背景と、全国的な海洋性レクリエーションの動向から、猪苗代湖における海洋性レクリエーションの将来展望は次のように考えられる。

猪苗代湖における海洋性レクリエーションの将来展望

- モーターボート・ヨット・水上バイク等を中心とした、スポーツ型の海洋性レクリエーションは、今後も着実な伸びが予想される。
- 特に、手軽で安価な水上バイクは、大きな伸びが予想される。
- 湖水浴は、夏場のレジャーとして定着しており今後大きな増減はないものと思われる。但し、従来の遊泳や日光浴といった単一的な利用形態から、ビーチバレー等の砂浜を利用したスポーツ・レクリエーションや、ウインドサーフィンや水上バイク・各種ボート遊び等の水面レクリエーションといった、多様なレクリエーション活動と一体となった利用形態へと変わることが予想される。

図 2-2 猪苗代湖のプレジャーボート数の推移(モーターボート・ヨット)



2.3 湖面利用の活発化により懸念される事項

海洋性レクリエーションの活動の場となる「海・湖・河川」は、漁業等の生産活動、交通あるいは生活の場として利用されてきた場所であり、海洋性レクリエーションによる利用が加わることにより、既存の産業や地元住民との間にトラブルが生じることが多い。また、海洋性レクリエーション活動の増加は、衝突事故などの利用者間でのトラブルの増加にもつながる。

猪苗代湖では、その自然特性や社会特性から、湖面利用の活発化により懸念される事項として下表のようなものが考えられる。

特に、天然記念物に指定されている動植物や、良好な水質等の自然環境への影響、車・モーター舟艇等による騒音、湖水浴客やプレジャーボート等の衝突事故、不法占有・不法係留の増加が懸念される。

表2-1 猪苗代湖において懸念される事項

対自然環境	<ul style="list-style-type: none">モーター舟艇からの排水、オイル等による水質の汚染打ち上げゴミ、投棄ゴミによる湖岸景観の劣悪化飲食、宿泊サービス施設の立地による湖岸景観の破壊や水質汚染魚類、ハクチョウ、ミズスギゴケ等の動植物の生息環境への影響
対生活環境	<ul style="list-style-type: none">迷惑駐車、違法駐車、交通渋滞車による騒音公害、大気汚染空き缶等のゴミ投棄モーター舟艇等による騒音公害
対生産環境	<ul style="list-style-type: none">プレジャーボート等の騒音、航行波による操業の阻害漁業施設の無断使用、破損不法係留による漁船の航行、操業の阻害
対 レクリエー ション環境	<ul style="list-style-type: none">湖水浴客、プレジャーボート、ウインドサーフィン、水上オートバイ等の衝突湖水浴客や湖岸利用者に対する航行波、騒音等の影響
共 通	<ul style="list-style-type: none">桟橋、進水ランプ等の無秩序な設置モーター舟艇、ヨット等の不法放置、不法係留の増加

第3章 猪苗代湖水面利活用に関する基本事項

3.1 基本テーマ及び基本理念

猪苗代湖は、天鏡湖と別名をもつ青く澄んだ広大な水面を有しており、隣接した磐梯高原とともに、豊かな自然のなかで活動する場を人々に提供している。

近年、生活水準の向上、余暇時間の増大等に伴い、レクリエーション指向も多様化し、従来の湖水浴等の水辺利用に加え、ウィンドサーフィン・ヨット・モーターボート・水上バイク等の水面利用が活発になってきた。

今後も、このような水面活動は増加するものと考えられ、加えて、会津フレッシュリゾート構想に示されるように、猪苗代湖の水面利用に関する社会的要請は強くなってきている。

このため、多様な水面活動及び水際活動にとって秩序ある利用がなされるよう、また、利用と環境保全との調和が図れるよう、長期的かつ広域的な視野に立ち、現状の利用や様々なニーズと調整しつつ、猪苗代湖の豊かな自然とふれあうことのできる場の創造に努め、福島県の長期総合計画である「ふくしま新世紀プラン」の基本目標“21世紀の新しい生活圏—美しいふくしまーの創造”に寄与することを目的として、本計画の基本テーマ及び基本理念を次のように定める。

3.1.1 基本テーマ



3.1.2 基本理念

① 快適で秩序ある水面の利活用をめざして

今後ますます増えていくことが予想される、多様な水面活動及び水際活動が、良好な環境のなかで快適に行われるよう、自然環境の保全に配慮した、秩序ある水面利活用の場を創出する。

② 猪苗代の自然とふれあう場をめざして

天鏡湖の別名を持つ青く澄んだ湖面、白砂青松・抽水植物群落・寄岩等の様々な表情をもつ湖岸、ハクチョウ・ミズスギゴケといった天然記念物をはじめとする生き物たち、こうした猪苗代湖の豊かな自然に、水面利用を通して、陸からだけでなく湖面からもふれることのできる場の創造をめざす。

3.2 基本方針

基本テーマ及び基本理念の実現を目指し、次に示す基本方針に基づき、安全かつ快適な水面の利活用を推進する。

① 環境保全および秩序ある利活用のための制限と誘導

猪苗代湖は、周辺社会全体の共有財産であるという認識のもとに、公共水面の自由な利用を尊重し、多様な利用が快適かつ安全に行われるよう、また、現在の良好な自然環境や景観を損なわないよう、秩序ある水面利活用のための制限と誘導を図る。

② 関連計画との整合

本計画の上位計画である「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」の方針をうけ、会津フレスシュリゾート構想等の関連計画と十分整合を図り、調和のとれた水面利活用を推進する。

③ 水面利活用の促進

湖水浴・釣り・散策等の水際活動や、ヨット・ウインドサーフィン・プレジャーボート等、静水面特有の環境機能を活かした水面利活用の促進を図る。

なお、水面利活用の促進を図る際には、既存の水産業や観光事業等の健全な発展との調和を図るものとする。

3.3 計画の策定方針

3.3.1 計画の策定方針

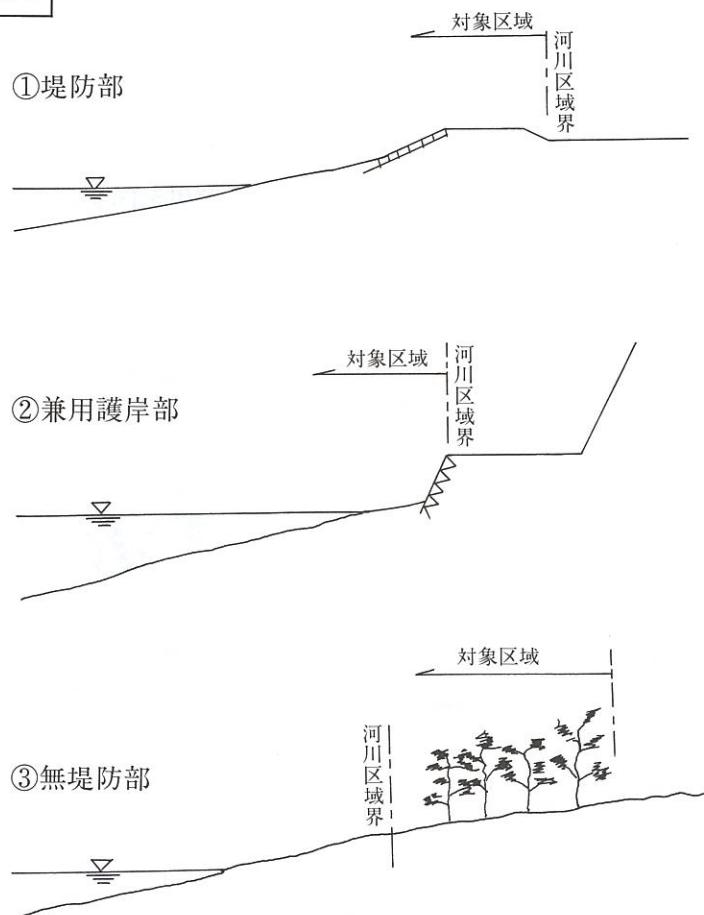
猪苗代湖における水際を含めた水面の安全かつ快適な利用と、猪苗代湖の良好な自然環境の保全を図るため、「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」及び「阿賀野川水系河川空間管理計画」を基調とすると共に、基本理念及び基本方針に基づき、計画対象区域内の特性に応じてエリア区分を行い、エリアごとに利活用方針を定める。さらに、陸域及び水域を対象とした「ゾーニング計画」並びに「航行マナー」を定める。

また、湖沼工事や占用許可等を含め、水面利活用の適正化に関する湖沼管理上の方針等を定める。

3.3.2 計画対象区域

猪苗代湖における河川（湖沼）区域及び河川（湖沼）区域と一体となって管理することが望ましい区域。

一般例



第4章 水面利活用配置計画

4.1 エリア計画

計画対象区域の保全と利用が適正に行われるよう、基本理念及び基本方針に基づき、地域の特性及び湖の利用状況、さらに社会的要請等によりエリアを区分し、それについて利活用の方針を定めるものとする。

4.1.1 エリア区分

- ① 湖北（猪苗代）エリア…猪苗代町の湖岸部及びその地先水域
- ② 湖西（会津若松）エリア…会津若松市の湖岸部及びその地先水域
- ③ 湖南（郡山）エリア…郡山市の湖岸部及びその地先水域
- ④ 湖心エリア…湖中央部付近の水域

4.1.2 エリア利活用方針

【湖北（猪苗代）エリア】

天然記念物・抽水植物群落等の自然に配慮した水面及び水際の利活用を推進し、猪苗代湖の表玄関として賑わいのある空間の創出を図る。

【湖西（会津若松）エリア】

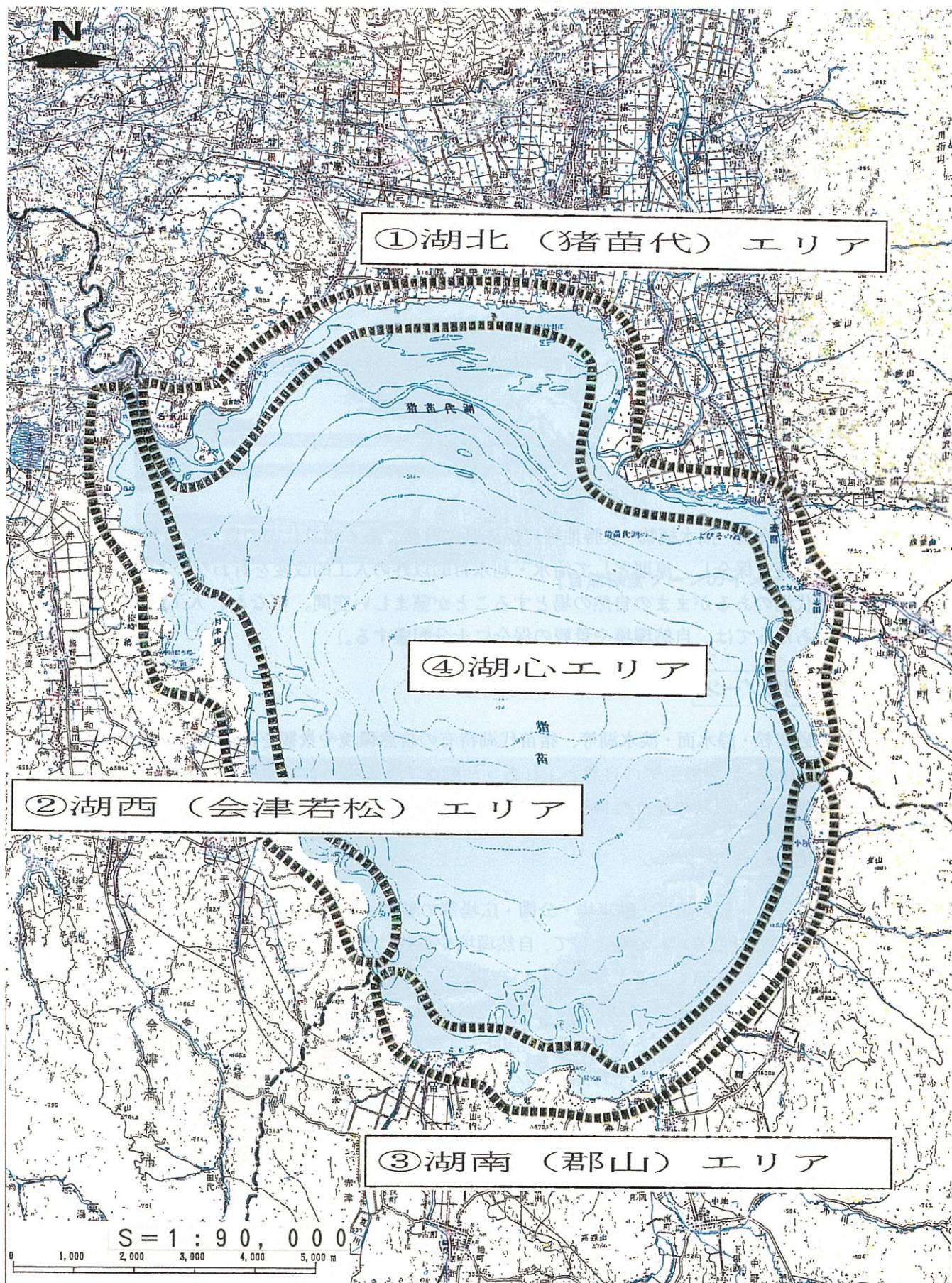
各種開発計画に対し、適正な湖岸部の開発と水面利活用の誘導を図るとともに現況の自然環境・利用条件を活かし、訪れた人々にやすらぎと落ちつきを与える空間の創出を図る。

【湖南（郡山）エリア】

現存の自然環境や景観を利用し、モーターボートや水上バイク等の制限や誘導を行い、風光明媚かつ静かな環境の中で、猪苗代湖の自然とふれあう場の創出を図る。

【湖心エリア】

航路や遊走区域の設定、航行マナーの周知等により、船航の事故防止や安全対策を図る。



国土地理院発行 1/50,000 地形図 磐梯山（昭和50年発行）・猪苗代湖（平成4年発行）
喜多方（昭和60年発行）・若松（平成3年発行） より作成

4.2 ゾーニング計画

ゾーニング計画は、猪苗代湖が有する環境特性を活かすことを基調とし、保全と利用が調和する望ましい湖沼空間と周辺の優れた自然景観に調和した水辺空間を創造するため、地域社会からの多様な要請及び利用実態に配慮し、猪苗代湖の湖岸及び湖面をその保全または利用目的に応じたゾーンタイプを設定し、適切な場所にゾーンタイプを計画的に配置し、管理するものとする。なお、湖沼である猪苗代湖の形態と「阿賀野川水系河川環境管理基本計画」との整合に考慮し、対象区域を「陸域（湖岸）」と「水域（湖面：通常水を湛えている区域）」に分けて、ゾーニングを行うものとする。

4.2.1 陸域ゾーンタイプ

陸域ゾーンタイプは、次の4種類（基本タイプ3、補完タイプ1）とする。

【基本タイプ】

自然保全ゾーン

天然記念物・抽水植物・景勝地等、福島県の財産である猪苗代湖の豊かな自然環境や景観を保護・保全し、原則として治水・利水目的以外の人工的改変を行わないことにより、猪苗代湖のあるがままの自然の場とすることが望ましい空間。（なお、人工的改変を行うにあたっては、自然環境や景観の保全に十分配慮する。）

自然利用ゾーン

白砂青松・静水面・淡水湖等、猪苗代湖特有の自然環境や景観を活かし、湖水浴・キャンプ・釣り・自然散策等の自然とふれあう活動ができる場として利用するため、過度な人為を加えず、現状の優れた自然環境を維持することが望ましい空間。

整備ゾーン

マリーナ・親水護岸・駐車場・公園・広場等の整備を行い、各種レクリエーション・スポーツ活動やイベントの場として、自然環境や景観に配慮しつつ、背後地の利用や開発計画と一体的に整備することが望ましい空間。

また、無秩序な係留・保管等による、自然環境・景観の悪化を防ぐため、プレジャーボート類の集約を図ることが望ましい空間。（なお、整備ゾーンの境界付近については、隣接する自然保全ゾーンや自然利用ゾーンへの影響に十分配慮する。）

【補完タイプ】

水辺修景ゾーン

基本タイプのあてはまらない道路兼用護岸部については、今後の整備・改修等の際には特に景観面に配慮した護岸の施工を行なう等、周辺の優れた自然景観に調和した水辺景観を整備することが望ましい空間。



【自然保全ゾーンのイメージ】



【自然利用ゾーンのイメージ】



【整備ゾーンのイメージ】



【水辺修景ゾーンのイメージ】

4.2.2 水域ゾーンタイプ

水域ゾーンタイプは次の3種類とする。

保全誘導ゾーン

特に重要な自然環境の保全を図るため、陸域の自然保全ゾーンと一体となった管理を図るとともに、原則として船舶類の航行を禁止することが望ましい水域。

湖岸から沖合300mまでとする。(漁業関係の船舶類は対象から除く)

利用誘導ゾーン

遊泳者や船舶類の安全確保及び自然利用ゾーンの湖岸と湖面の自然環境の保全のため、陸域ゾーニングと一体となった管理を図り、陸域ゾーニングに対応して以下のように船舶類の利用区分及び誘導を図ることが望ましい水域。

湖岸から沖合300mまでとする。(漁業関係の船舶類は対象から除く)

《自然利用ゾーンの地先水域》

湖岸及びその地先水域の自然環境保全と、遊泳・散策・キャンプ等の利用者の安全と快適な利用を図るため、原則的に動力船の航行を禁止することが望ましい。

《整備ゾーンの地先水域》

プレジャーボート類の集約を図り、他地域の環境保全を図るとともに、利用区分・航行マナーの周知、航路等による大型船舶類の湖心水域への誘導等を行うことが望ましい。

自由水面ゾーン

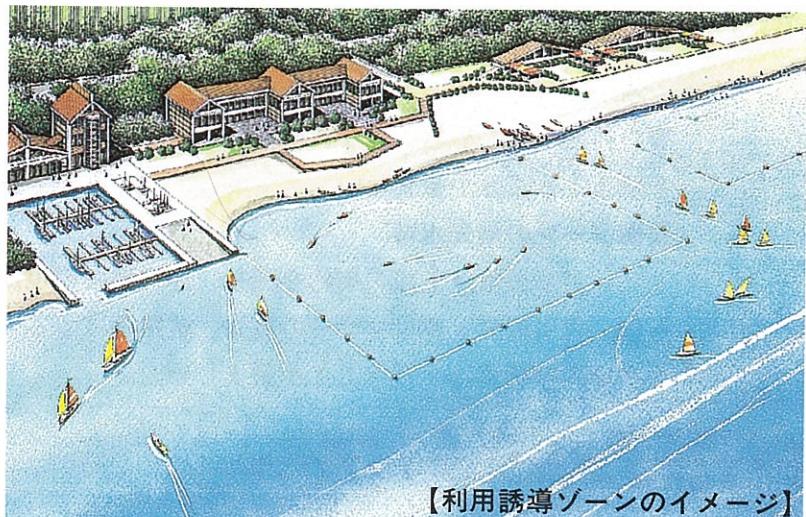
猪苗代湖の湖面が有する環境機能を公共的に利用するため、多様な利用の自由性を尊重し、現時点では利用区分・規制・誘導等は行わない水域。

今後、水面利用の増加に伴う水上事故の増加等により、湖心水域の利用区分・規制・誘導等の必要性が生じた場合には、関係各機関との協議によりゾーン区分を行う。また、その際には、遊走と漁業等の湖面利用との調整を図り、モーターボート等の安全かつ快適な遊走を誘導確保する。

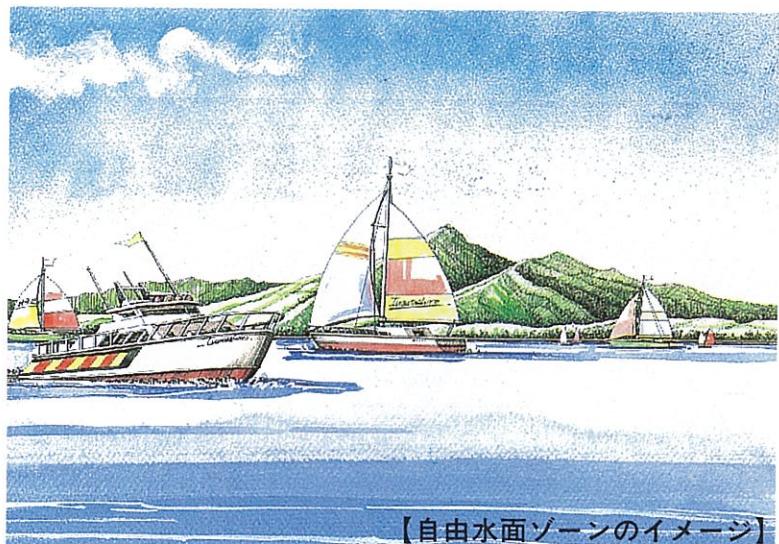
【保全誘導ゾーンのイメージ】



【利用誘導ゾーンのイメージ】



【自由水面ゾーンのイメージ】



ゾーニング



凡

例

陸域	基本タイプ	自然保全ゾーン	
		自然利用ゾーン	
		整備ゾーン	
	補完タイプ	水辺修景ゾーン	

水域	保全誘導ゾーン	
	利用誘導ゾーン	
	自由水面ゾーン	保全・利用誘導以外の水域

4.2.4 ゾーン別整備方針

【湖北（猪苗代）エリア】

天然記念物・抽水植物群落等に自然保全ゾーンを配置し、良好な自然環境や生態系の保護・保全を図るとともに、上戸浜・志田浜・翁島港等の整備ゾーンに、利用・整備を集約することにより、自然に配慮した水面及び水際の利活用を推進し、猪苗代湖の表玄関として賑わいのある空間の創出を図る。

自由水面 保全誘導	自然保全	○天然記念物、規模の大きい抽水植物群落があり、水鳥や魚類等の生息地となっている。原則的に、治水・利水以外の人工的改変や「保全誘導ゾーン」内における船舶類の航行を禁止とし、猪苗代湖を代表するこれらの自然環境や生態系の保護・保全を図る。
利用ゾーン 誘導ゾーン	自然利用ゾーン	○上戸浜・志田浜・天神浜においては、現状の自然環境・景観の維持に努めるとともに、動力船の航行を制限・誘導し、遊泳者や野営者等が快適かつ安全に猪苗代湖の自然とふれあう場の創造を図る。 ○長瀬川河口については、長瀬川改修計画等に合わせ、猪苗代湖の表玄関である湖北エリアの今後の利用増に対応するため、長瀬川の整備ゾーンと河口左岸の整備ゾーンとの連携を図り、猪苗代湖及び長瀬川旧川周辺の自然とふれあう場とする。
利用ゾーン 誘導ゾーン	1 ン	○野口記念館前については、抽水植物群落等の自然環境に配慮し、訪れた観光客が猪苗代湖の優れた自然や景観に親しめる空間の創造を図る。 ○十六橋付近については、周辺の観光・レクリエーション施設とのネットワーク化を図り、散策・休憩等の活動を中心とした自然や景観を楽しむ場とする。
整備ゾーン	1 ン	○志田浜・翁島港マリーナ～翁島港においては、猪苗代湖の重要な観光拠点として利用の促進を図る。また、湖面利用の拠点としてプレジャーボート類の集約・不法係留対策等を図るとともに、利用区分や航行マナーの周知等、猪苗代湖の湖面利用における指導拠点・情報拠点とする。 ○また、翁島港港湾区域においては、湖北における船舶の基地として、円滑な利用と安全性を念頭においていた施設の整備を図る。 ○長瀬川河口については、長瀬川改修計画等に合わせ、猪苗代湖の表玄関である湖北エリアにおける、今後の観光レクリエーションや湖面利用に対する需要増加に対応するため、長瀬川の整備ゾーンと一体的に、新たな利用拠点としての発展を図る。 ○上戸浜については、駐車場前面を親水護岸とし、水上バイク利用者の集約を図る。

【湖西（会津若松）エリア】

現状の利用実態や関連計画との整合を図り、エリアのほぼ中央にあたる「中田浜」「崎川浜」に整備ゾーンを配置し、その両側にある入り組んだ湖岸を自然保全ゾーン・自然利用ゾーンとすることにより、豊かな自然に包まれたやすらぎと落ちつきのある空間の創造を図る。

自由水面	自然保全	<ul style="list-style-type: none"> ○東電の取水口付近は抽水植物群落となっており、自然環境や生態系の保護・保全を図る。 ○入り組んだ湖岸や点在する砂浜等の自然環境や景観の保護・保全を図る。
利用誘導ゾーン	自然利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○銚子ノ口付近については、抽水植物群落や湿原等の復元を図り、適正な湖岸部の利用を誘導する。 ○小石ヶ浜・笹山については、現状の自然環境・景観の維持に努めるとともに、動力船の航行を制限し、遊泳者や野営者等が快適かつ安全に猪苗代湖の自然とふれあう場の創造を図る。 ○中田浜・平浜については、現状の自然環境・景観の維持に努めるとともに整備ゾーンと隣接していることから、特に動力船の規制・誘導を図る。 ○外浜については、砂浜への車の乗り入れによる水上バイク等の利用が多いことからそれらの規制・誘導を行い、湖水浴・非動力船の場として、自然環境の保全と利用者の安全確保を図る。
導入ゾーン	整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○中田浜については、入江の環境特性を活かし、プレジャーボート拠点としてプレジャーボート類の集約・不法係留対策等を図るとともに、今後の開発・整備計画に対し、適正な湖岸部の整備・利用を誘導する。また、利用区分や航行マナーの周知等、猪苗代湖の湖面利用における指導拠点・情報拠点とする。 ○崎川浜については、湖面利用の拠点としてプレジャーボート類の集約・不法係留対策等を図るとともに、滞在型の利用拠点である現状を考慮し、今後の整備・開発計画に対し適正な湖岸部の整備・利用を誘導する。

【湖南（郡山）エリア】

湖岸延長のおよそ半分を自然利用ゾーン、すなわち、猪苗代湖の自然とふれあう場とし、整備ゾーンの湖岸延長に占める割合を小さくし、そこにプレジャーボート類を集約することにより、地域の風光明媚かつ静穏な環境の維持保全に努める。

自由水面 保全誘導	自然保全	<ul style="list-style-type: none"> ○鬼沼・屏風岩等の景勝地の自然環境や生態系、景観の保護・保全を図る。 ○特に鬼沼においては船舶類の航行を禁止とし、猪苗代湖において多様な生物相を維持している現状の環境の保護・保全を図る。
利 用 誘 導	自然利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○秋川浜～青松浜、舟津浜～浜路浜については、現状の自然環境・景観の維持に努めるとともに、動力船の航行を制限し、遊泳者や野営者等が快適かつ安全に猪苗代湖の自然とふれあう場の創造を図る。 ○小倉沢・加賀浜については、釣りが盛んに行われており、現状の自然環境や生態系の維持に図る。
ゾ ン	整備ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○湖南エリアのプレジャーボート類の集約・不法係留対策等を図り、他のゾーンの自然環境及び景観の保護・保全に努めるとともに、利用区分や航行マナーの周知等、猪苗代湖の湖面利用における情報拠点とする。

【湖心エリア】

猪苗代湖の湖面が有する環境機能を公共的に利用するため、多様な水面利用の自由性を尊重し、当面の間、利用区分・規制・誘導等は行わない。

今後、水面利用の増加に伴う水上事故の増加等により、湖心水域の利用区分・規制・誘導の必要性が生じた場合には、関係各機関との協議によりゾーンの区分を行う。

自由水面	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な水面利用の自由性を尊重し、当面の間、利用区分・規制・誘導等は行わない。 ○他エリア内の整備ゾーンにおける指導・情報拠点において、猪苗代湖の湖面利用に関する利用区分・航行マナー等の周知・啓発活動を行い、船舶の事故防止や安全対策を図る。
------	---

第5章 実現化方策

5.1 航行マナー

船舶の航行に関する水上関係法令（海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法等）は、猪苗代湖のような内陸の湖沼をその適用外とするものがほとんどである。

このため、猪苗代湖における船舶の航行等に関し、快適で秩序ある水面利活用の実現を目指すには、河川（湖沼）管理者・関係各機関・水面利用者等の協議・調整により、水上関係法令及び県条例に遵守した航行マナーづくりとその運が必要である。

ここでは、猪苗代湖の水面利用適正化の実現に際して、今後の課題となる航行マナーづくりとその運営に関する基本的な考え方を示す。

5.1.1 航行船舶に関する事項

①対象船舶

本マナーは、計画対象区域内にある全ての船舶を対象とする。

その主な種類としては、次に示すものがあり、これに準ずる船舶も対象に含まれるものとする。

【動力船】（機関を用いて推進する船舶）

- | | |
|-----------|--------|
| ・遊覧船 | ・水上バイク |
| ・モーターボート | ・工事用船舶 |
| ・クルーザーヨット | ・漁業用船舶 |

【非動力船】（機関を用いず推進する船舶）

- | | |
|------------|---------|
| ・ディンギーヨット | ・手こぎボート |
| ・ウインドサーフィン | ・競漕用ボート |
| ・カヌー | ・漁業用船舶 |

②航行可能な船舶

計画対象区域の水面は、水位調整や洪水等による水位変動があり、また、水門・取水塔・橋梁・堤防・消波ブロック等の河川構造物が設置されている。

したがって、船舶の航行に際しては、船舶の構造により、水深・水面上の高さ、航行の幅等の制限を受ける区間・箇所があることから、航行可能な船舶の構造が制限されることを認識するとともに、特に制限を受ける区間・箇所における航行に際しては十分な安全確認を行わなければならない。

5.1.2 船舶の航行に関する事項

①航行速度

船舶は、地形・湖面状況・施設状況・水面利用状況・自然環境への影響・他船とのすれ違い等を考慮し、他の水面利用活動及び自船の安全が確保される速度で航行しなければならない。特に機関を用いて推進している船舶は、航行波等による他の水面利用活動や自然環境への影響防止及び自船の危険回避が可能である速度で航行する必要がある。

②航行方法

猪苗代湖を航行する船舶は、地形・湖面状況等を正確に認知し、水面利活用配置計画で定めた利用区分に従った水域を、適切な航法で航行しなければならない。

また、保全誘導ゾーンと利用誘導ゾーン内においては、特に次の事項に留意して航行しなければならない。

【保全誘導ゾーン】

- ・緊急の場合または湖沼管理上必要な場合等を除き、全ての船舶類は当該ゾーンの水域を航行してはならない。(漁業関係の船舶類を除く)
- ・当該ゾーンの周縁水域を航行する動力船は、徐航等、自然環境に配慮した航法で航行することが望まれる。

【自然利用ゾーン地先の利用誘導ゾーン】

- ・緊急の場合または湖沼管理上必要な場合等を除き、動力船は当該ゾーンの水域を航行してはならない。(漁業関係の船舶類を除く)
- ・当該水域を航行する船舶類(ディンギーヨット、ウインドサーフィン、手こぎボート、漁業用船舶等)は、他船及び湖水浴・釣り等の遊泳者や水際利用者の安全が確保される航法で航行しなければならない。
- ・条例で定められた遊泳区域は、原則として船舶の航行が禁じられているため、非動力船であっても、遊泳区域内を航行してはならない。(ただし、遊泳者と接触した場合に危害を及ぼすおそれのない船舶を除く)

【整備ゾーン地先の利用誘導ゾーン】

- ・当該水域を航行する船舶類は、他船及び湖水浴・釣り等の遊泳者や水際利用者の安全が確保される航法で航行しなければならない。
- ・モーターボートやクルーザーヨット等の大型動力船は、利用が混在する地先水域での遊走は避け、沖合で遊走することが望ましい。
- ・条例で定められた遊泳区域内は、原則として船舶類の航行は禁止とする。(ただし、遊泳者と接触した場合に危害を及ぼすおそれのない船舶を除く)

③特に航行に留意すべき区間・場所

【湖岸付近】

湖岸付近は水深も浅く、ところどころ岩礁が存在しており、入り組んだ湖岸付近は見通しが悪くなっている。また、堤防・護岸・水門・取水口等の構造物が設置されている場所がある。

水際利用者や船舶類の安全確保及び湖岸部の環境保全のため湖岸付近の航行はできるだけ避けることが望ましい。

【天然記念物指定水域及びその周縁水域】

猪苗代湖には、2つの天然記念物（ミズスギコケ及びハクチョウ）があり、その指定水域が設定されている。天然記念物指定水域及びその周縁水域では、天然記念物およびその生息環境に十分配慮した航行を行わなければならない。

【漁場付近】

猪苗代湖では定置網や漁船による漁業が行われている。これらの漁業活動が行われている水域には十分留意し、漁業活動を妨げる航行をしてはならない。

④湖沼環境への配慮

- ・猪苗代湖の湖岸には抽水植物群落があり、水鳥や水生生物等の生息環境となっているほか、自然のままの湖岸が多く存在している。また、湖全域がハクチョウ等の水鳥の飛来地となっている。それらのことに配慮して自然環境と共存できる活動をする必要がある。
- ・船舶上や湖岸から、ゴミ・生活排水等を廃棄してはならない。
- ・動力船等は、燃料・オイル等の取扱いに十分注意し、湖の水質維持に努めなければならない。また、水位の変動に伴う水深の状況に留意し、スクリューによる底泥の巻き上げ等、湖水の濁りを抑えるよう注意する必要がある。
- ・動力船等は、機関に不必要なからぶかしや無意味な警笛、船外放送等を慎み、静穏な環境の維持に努めなければならない。

⑤無秩序な行為の禁止

原則として河川（湖沼）管理者が認めた係留施設以外への係留を行ってはならない。

その他、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- ・他の利用に迷惑をかける行為
- ・他の利用の活動内容に著しい支障をきたす行為
- ・公共の場にふさわしくない行為
- ・危険な行為
- ・湖沼の正常な機能を損なう行為

5.1.3 安全管理に関する事項

①事故の対応

船舶でやむをえず事故に遭遇、あるいは、事故を発見した者は、第一に入命等の安全処置を行うとともに、二次災害回避のための安全確保を施す必要がある。その後、速やかに所轄の警察署等の関係機関に届け出て、その指示を仰がなければならない。

なお、河川（湖沼）管理施設に損傷が生じた場合には、河川（湖沼）管理者にも事故及び事故処理の経過を報告し、その復旧等についての指示を仰がなければならない。

②洪水時等の対応

船舶は、洪水・暴風等異常時の避難場所等をあらかじめ計画し、その際には、速やかに避難あるいは運航の休止等必要な措置をとらなければならない。

5.1.4 地先水域における利用区分（航行マナー）の具体化にむけて

猪苗代湖において、さらに安全かつ快適な水面の利活用を図るには、非動力船と遊泳者の混在が予想される自然利用ゾーンの地先水域及び動力船・非動力船・遊泳者の混在が予想される整備ゾーンにおいて、湖岸や地先水域の環境特性や利用実態、遊泳やプレジャーボート類の活動特性をふまえ、県・市町・民間団体・利用者間での協議・調整・運営による遊泳区域・帆走区域・水上バイク区域・航路等の具体的な利用区分やルールづくりを行う必要がある。

ここでは、具体的な利用区分を行うにあたっての留意点や利用区分のイメージを示す。

表5-1 利用区分を行う際の共存適正

	水上バイク	ウインドサーフィン	ティンギヨット	手こぎゴート	遊 泳
水上バイク		×	×	×	×
ウインドサーフィン	×		○	×	×
ティンギヨット	×	○		×	×
手こぎボート	×	×	×		○
遊 泳	×	×	×	○	

(社)日本マリーナ・ビーチ協会調査

表5-2 海洋性レクリエーション活動の必要面積及び空間単位

	水上バイク	ウインドサーフィン	ティンギヨット	手こぎボート
活動に必要な水域面積 (湖岸方向) (沖合方向)	20ha程度 1,000m 200m	100ha程度 1,000m 1,000m	100～400ha 程度	4 ha程度 200m 200m
安全・快適な空間単位	約 1～2 ha／台	約 3～4 ha／隻	約 3 ha／隻	約 0.1～0.2 ha／台

(社)日本マリーナ・ビーチ協会調査

《利用区分を行う際の留意点等》

○水上バイク

- ・水上バイクは単独水域とすることが望ましい。
- ・その際、活動水域はその活動特性等から極力当該湖岸の形状に沿った区域とすることが望ましく、また、遊泳区域あるいは手こぎボート区域にその航路を必要とする場合はブイ等により区分し、かつ一定幅（約3m程度）の緩衝水域を設けることが望ましい。
- ・なお、砂浜利用の場合においても、水上バイクの運搬・出入艇等の点から、極力、遊泳区域（砂浜）等とは区分する方が望ましい。

○ウインドサーフィン、ディンギーヨット

- ・ウインドサーフィン及びディンギーヨットの活動水域は各々単独の水域を設けることが望ましいものの、比較的類似した活動特性を持つことなどから、水域での活動数などによっては、同一の水域とすることも可能である。
- ・但し、安全上の観点から水上バイク・手こぎボート・遊泳区域といった水域とは明確に区分することが必要であり、遊泳区域等にその航路を必要とする場合はブイ等により約30～35m程度の幅を確保する必要がある。
- ・なお、砂浜利用の場合についても、帆装や出入艇といった砂浜での活動を考慮すると、遊泳区域（砂浜）等の他の区域とは分離した専用区域を設けることが望ましい。

○手こぎボート・遊泳区域

- ・手こぎボート、遊泳の各活動水域は、水上バイクやヨット等との活動水域と安全上明確に区分する必要がある。
- ・手こぎボート、遊泳の活動水域は、単独の水域とすることが望ましいものの、湖水浴場にあってはその水域を共有することも可能である。但し、この場合ゴム製のボートであればほとんど問題ないが、貸しボート等強化プラスチック製のボートの場合には、活動上のマナーやルールを徹底させる利用者指導が必要である。
- ・砂浜についても、これらの活動は水上バイクやヨット等の活動とはその活動内容にかなりの差異があることから、他の区域とは区分したほうが望ましい。

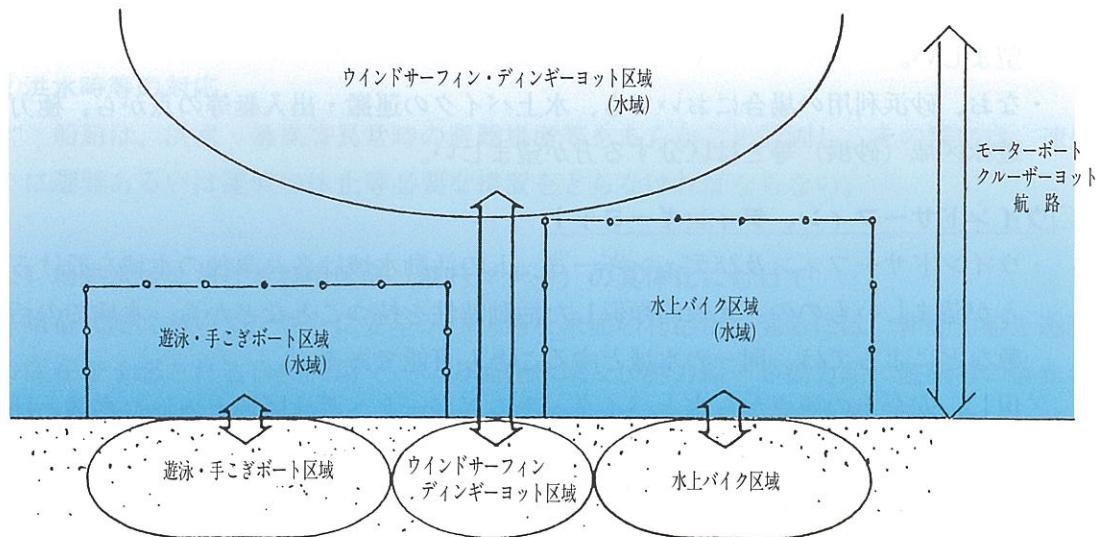
○大型動力船（モーターボート・クルーザーヨット等）

- ・モーターボート・クルーザーヨット等の大型動力船は、利用の混在する地先水域での遊走を避けるため、航路を設定し、沖合へ誘導することが望ましい。

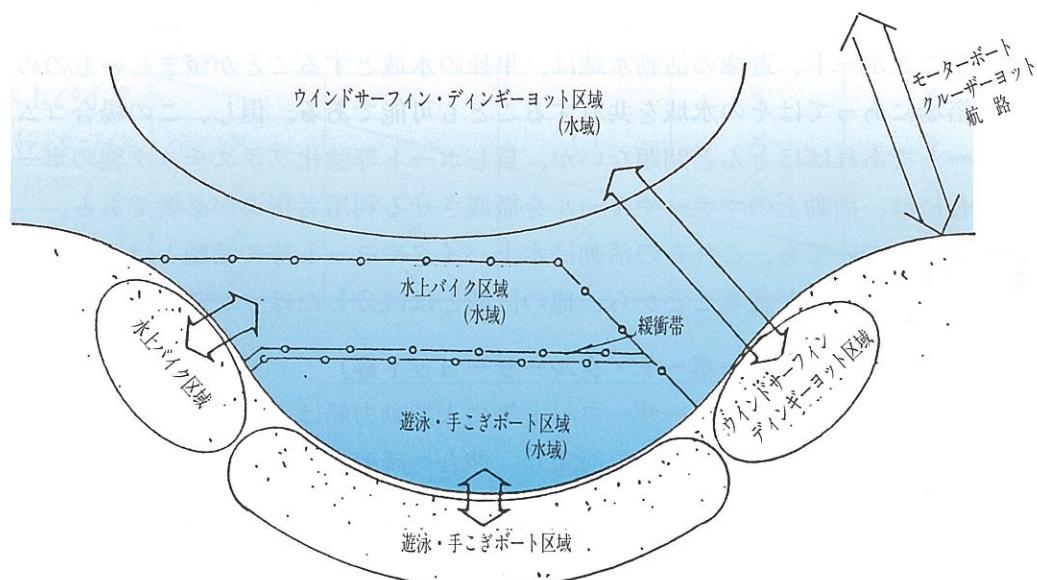
《利用区分のイメージ》

以上の点をふまえ、遊泳・手こぎボート・水上バイク・ヨット等が混在する場合の利用区分のイメージを示す。

○比較的湖岸線（砂浜）が直線的かつ距離がある場合



○湖岸線（砂浜）が湾曲している場合



5.1.5 具体化の推進主体（調整組織）について

具体的な利用区分やルールづくりを行っていく上で重要な問題の1つは、その推進主体（調整組織）である。

一般的に、**推進主体には、河川（湖沼）管理者・自治体等が行政指導や条例により水域の利用区分やルールづくりを行う「行政指導型」と、利用者団体・ショップ・メーカー・漁業関係者等が積極的に行う「民間主導型」**がある。

「行政指導型」は条例による法的な強制力をもつ利用区分が行えるものの、その運営・管理にあたっては、地元団体の協力や利用者の啓発活動等が必要である。一方の「民間主導型」は、法的な強制力を持たないため、利用者団体・ショップ・メーカー等による徹底したルール・情報の周知活動や啓発活動等が必要である。

猪苗代湖においては、条例による遊泳区域の設定・市町による遊泳区域の設定・地元団体による水域区分等、「行政指導型」と「民間主導型」の両方が存在しており、地区ごとに独自の方法による利用区分やルールづくりが行われている。

このため、

猪苗代湖全体でみた場合、看板の設置方法(有無・様式等)、ブイ・標識の設置方法(形・色等)などが不統一となっており、利用者に対する情報周知や啓発等の面において必ずしも最適な状態とはなっていない。

今後増加すると考えられる水面利用に対応していくためには、現在行われている「行政指導型」と「民間主導型」の双方の長所を活かした水面の利用区分・ルールの具体化が望まれる。

利用区分・ルールの具体化のためには、

県・市町・民間団体等による推進会議を設置し、水面の利用区分の具体化とその指導・啓発・情報周知方法の統一化を図るとともに、運営にあたっては官民の綿密な連携による運営・管理を行うことが重要と考えられる。なお、推進会議の構成、役割等については、5.5項で述べる。

5.2 湖沼管理上の方針

5.2.1 湖沼工事等にあたって配慮すべき事項

①湖沼工事の実施にあたって配慮すべき事項

湖沼工事の実施にあたっては、本計画に基づき、治水・利水上支障のない範囲で親水性向上のための施設、自然環境に配慮した施設及び景観の保全や創造に資するための施設等の導入を図るものとする。また、必要に応じて工事の実施方法についても配慮し、自然環境の保全に努めるものとする。

②工作物の設置等にあたって配慮すべき事項

河川（湖沼）管理施設（兼用工作物を含む）の設置および管理にあたっては、「河川管理施設等構造令」等による他、本計画に基づき、必要に応じて工作物の形状・色調等について配慮するものとする。なお、許可工作物の設置にあたっても、本計画を踏まえて、工作物の管理者に、工作物の形状・色調等について指導するものとする。

5.2.2 係留施設（マリーナ等）の整備にあたって配慮すべき事項

①湖沼内係留について

係留施設（マリーナ等）以外の場所での湖沼内係留は原則として認められない。

②係留施設（マリーナ等）の整備について

近年の海洋性レクリエーションブームを反映し、猪苗代湖においてもプレジャーボートの利用が増加しており、これらの無秩序な係留を制限し、治水・利水・自然環境に配慮し、係留施設（マリーナ等）を整備・誘導していく。

施設の整備にあたっては、背後地の状況や陸上交通とのアクセスに配慮するほか、利用者のための利便施設（駐車場等）を整備する必要がある。

施設の維持・管理については、関係機関と協議し決定していく。

5.2.3 占用許可にあたって配慮すべき事項

湖沼敷地の占用にあたっては、「河川敷地占用許可準則」「河川管理施設等構造令」等に基づくとともに、本計画の主旨を踏まえ、許可及び適切な指導を行うものとする。

5.2.4 占用地の維持管理にあたって配慮すべき事項

占用地等の維持管理は、本計画の主旨にのっとり、占用者が適正に維持管理するよう、次に示す事項により指導するものとする。

①許可工作物の維持管理

許可工作物の管理者は、本計画の主旨にのっとり、適正な維持管理に努めるものとする。

②安全面の管理

占用地及び占用地に係わる利用施設の管理にあたっては、占用地及び利用施設等が安全に利用されるよう、水難事故の防止・危険箇所への立入禁止・利用施設や遊具の安全利用等、安全面の管理が十分になされるよう占用者に指導するものとする。

③洪水時等における管理

占用者は、洪水・暴風等異常時における利用施設等の利用禁止、施設の撤去・搬出等、占用地の管理に万全を期するものとする。

④連絡調整体制の強化

猪苗代湖全体として調和のとれた維持管理及び占用地の円滑な管理運営を図るために、占用者・周辺自治体及び関係機関を含めた組織について検討し、連絡調整体制の整備を図るものとする。なお、組織の構成等については5.5項で述べる。

5.2.5 船舶対策

猪苗代湖を利用する船舶の適正かつ総合的な対策として、沈廃船処理や発生防止対策などの沈廃船対策及び係留・保管施設の整備や不法係留の防止などに関する対策を進める。

①沈廃船対策

沈廃船は、漁船やレジャーボートの所有者責任の原則による処理を徹底し、県及び市町は、関係団体とともに、放置されている船舶の所有者調査を行い、沈廃船の一掃を図る。

また、沈廃船の発生を未然に防止するため、船舶所有者の船舶管理について指導・啓発の徹底を図る。

②係留・保管対策

公共係留・保管施設の必要性及び可能性の調査を行い、市町や関係団体と協力して、水面利活用配置計画で定めた「整備ゾーン」内での係留・保管施設の整備に努める。

また、無秩序な係留・保管を防止するため、係留・保管施設への収容を促すとともに、湖内の巡視・広報を含めた指導・啓発活動を促進する。

5.3 関連施策との調整方針

猪苗代湖の安全かつ快適な利用を図るため、河川（湖沼）区域及び河川（湖沼）区域と一体的に保全あるいは利用することが望ましい区域における施策等については、治水・利水計画を前提として、次に示す方針により調整を図るものとする。

5.3.1 猪苗代湖に関連する施策との調整

猪苗代湖及び周辺地域における公園計画、緑地等の整備計画並びに港湾計画等の、湖沼環境の保全と利用に密接に関係する計画については、本計画の主旨を踏まえ、関係機関との調整を図るものとする。

5.3.2 自然公園法等に基づく行為の規制を行う必要のある区域との調整

良好な湖沼環境の保全及び創造のため、本計画の主旨を踏まえ、自然公園法・文化財保護法・都市計画法・港湾法等に基づく必要な行為の規制・誘導等について、関係機関と調整を図るものとする。

5.3.3 都市計画事業等により整備することが望ましい区域との調整

湖沼環境の向上を図るため、都市計画事業・港湾事業・会津フレッシュリゾート関連事業等により、整備することが望ましい区域については、本計画の主旨を踏まえ、関係機関との調整を図るものとする。

5.3.4 湖岸道路との調整

湖岸道路については、本計画の主旨を踏まえ、湖沼敷地利用の利便性、快適性及び安全性の向上のため、また、優れた湖沼環境や景観の保全・創造を図るため、必要に応じ関係機関との調整を図るものとする。

5.4 その他配慮事項

適切な自然環境の保全と水面利活用が図れるよう、次に示す事項に配慮し、本計画を推進するものとする。

5.4.1 情報の周知について

①湖沼情報・利用区分・航行マナー等の周知

猪苗代湖の自然環境、利用施設の位置、利用状況、利用区分及び航行マナー等湖沼環境や湖面利用に係わる情報の周知に努める。

②案内標識・水域表示施設の設置及び維持管理

各種情報の周知及び船舶の航行安全を図るため、猪苗代湖に共通した統一感のある案内標識・水域表示施設の設置・維持管理を促進する。

5.4.2 湖沼愛護思想等の普及・啓発について

湖沼環境を常に良好な状態に保ち、治水・利水機能への意識の向上を図るため、河川愛護月間等における行事を通じて、湖沼愛護・美化思想の普及・啓発に努めるとともに、湖面を活用した各種イベントの開催、関係諸団体への広報活動を積極的に推進するものとする。

5.4.3 事故防止のための啓発について

安全な湖面利用を図るため、船舶事故、水難事故等危険防止に対する知識の普及、意識の向上に努めるとともに、洪水・暴風等緊急時の諸注意、危険地区への立入り禁止等利用者の自覚を促すものとする。

5.4.4 水面利活用のための調査研究について

利用と保全の調和した秩序ある湖面の利活用を推進するため、利用実態・利用特性、自然環境に与える影響、深浅図、適正な施設計画・管理計画等の調査・研究を推進するものとする。

水面利活用の推進体制について

今回策定した基本計画に基づき、適切な水面利活用を推進するために、下記の組織を設け、細部事項の検討、運営・管理を積極的に展開していく必要がある。

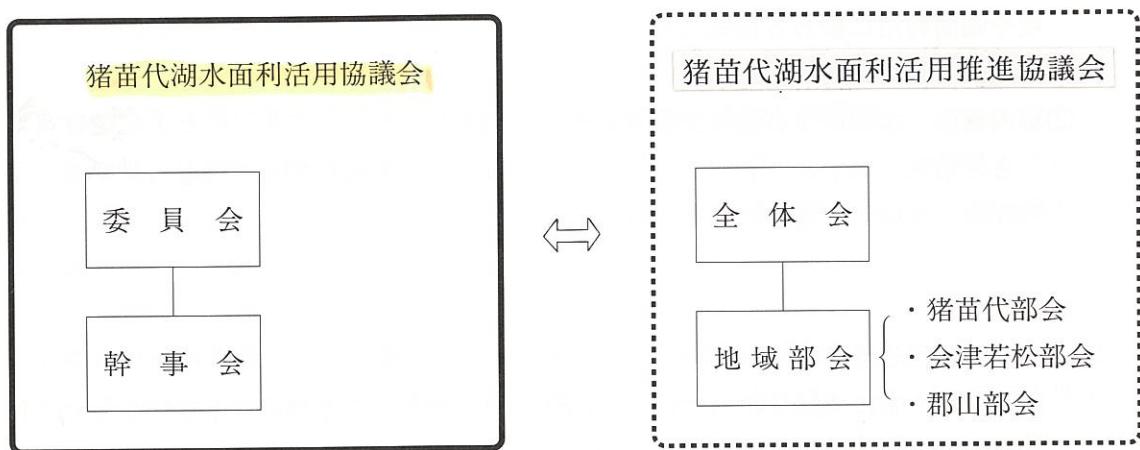
なお、今回設置した本協議会は、今後とも存続させ、必要に応じて開催し、基本計画の変更、また、新規の基本的な諸問題を検討するものとする。

■計画策定組織（本協議会）

…今後とも継続（必要に応じ開催）

■計画推進・実施・運営組織

…新規に組織化



猪苗代湖水面利活用推進協議会 構成案

会議体名称	メンバ一	主な検討・活動内容
全体会	環境庁磐梯朝日国立公園裏磐梯管理事務所 県担当課 県警担当課 市町の長 市町の自治会長 市町観光協会会长 猪苗代漁協組合長 東電猪苗代電力所長 観光遊覧船業者代表 マリーナ業者代表 貸ボート業者代表 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域利用について <ul style="list-style-type: none"> ○ 全湖に共通の航行・利用ルールづくり ○ 水面利用区分の方式の検討 ● 陸域利用について <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂浜等への車乗り入れ規制等のルールづくり ● 湖沼管理上の連絡調整について <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可工作物・不法工作物に対する管理指導方針の検討 ● 情報周知・啓発活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ P R 冊子等の作成 ○ 案内標識等の検討 ○ イベント等の主催
地域部会 ・猪苗代 ・会津若松 ・郡山	県出先機関担当課 警察署担当課 市町担当課 地先の自治会長 市町観光協会 猪苗代漁協 観光遊覧船業者 マリーナ業者 貸ボート業者 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 水域利用について <ul style="list-style-type: none"> ○ 地先水面の利用区分の検討 ○ パトロール (利用区分、安全、不法係留・放置) ● 陸域利用について <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂浜等への車乗り入れ規制等の箇所の検討 ○ パトロール (車乗り入れ、ゴミ投棄) ● 湖沼管理上の連絡調整について <ul style="list-style-type: none"> ○ 許可工作物・不法工作物に対する対策・管理・指導の実施 ● 情報周知・啓発活動について <ul style="list-style-type: none"> ○ P R 冊子等の作成・配付 ○ 案内標識等の製作・設置 ○ イベント等の運営

〈参考資料〉

1. 猪苗代湖水面利活用協議会規約

(名 称)

第一条 この会は、「猪苗代湖水面利活用協議会」(以下「協議会」と称する)。

(目 的)

第二条 協議会は、猪苗代湖の水面における安全かつ快適な利用と水面特有の環境機能の維持・増進に関する各種施策の策定等に資することを目的とする。

(協議事項)

第三条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- 一. 猪苗代湖水面利用計画の策定に関する基本的な事項。
- 二. 猪苗代湖水面利用計画の運用状況に関する事項。
- 三. その他、水面利用に係わる重要な事項。

(構 成)

第四条 協議会は、学識経験者、建設省、福島県、周辺市町、並びに水面利用に係る各団体等の代表者によって構成する。

(組 織)

第五条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。

2. 会長は協議会を代表し、会務を掌理する。
3. 副会長は会長を助け、会長に事故がある時は、その職務を代行する。

(会 議)

第六条 協議会は、会長が必要と認めたとき、また、委員等から開催要請があった場合で会長が必要と認めたとき、会長が召集し、協議会の議長は会長がこれにあたる。

2. 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の関係者を出席させることができる。
3. 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第七条 協議会・幹事会の事務局は、福島県土木部河川課に置く。

(規約の改正)

第八条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めるときには、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雜 則)

第九条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則

この規約は、平成5年3月22日より施行する。

猪苗代湖水面利活用協議会名簿

1) 委員

区分	役職名	氏名	備考
学識経験者	東北大学工学部教授	首藤伸夫	◎ 河川工学
	日本大学工学部教授	中村玄正	○ 衛生工学
	福島大学教育学部教授	樺村利道	生理生態学
	福島大学行政社会学部教授	晴山一穂	行政法学
行政委員	建設省北陸地方建設局河川部長(第1回) " (第2,3,4,5回)	田畠茂清 大町利勝	河川行政 "
	県企画調整部長	渡辺康夫	会津フレッシュリゾート
	県保健環境部長 (第1回) " (第2,3,4,5回)	長澤榮治 岡田雅光	環境保全行政 "
	県商工労働部長 (第1回) " (第2,3,4,5回)	瀬戸清彦 川手晃	観光行政 "
	県農政部長	芳賀茂身	水産行政
	県土木部長	江花亮	河川・港湾行改
	県警察本部防犯部長	下田國衛	水上安全条例
	郡山市長 (第1回) " (第2,3,4,5回)	青木久 藤森英二	周辺市町 "
	会津若松市長	山内日出夫	"
	猪苗代町長	佐藤光信	"
水面利用者	(社)福島県観光連盟副会長	島貫義衛	
	福島県内水面漁業協同組合連合会会長 (第1回) " (第2,3,4,5回)	加藤豊造 亀岡義彦	
	東京電力(株)猪苗代電力所所長	長野英一	

◎印は会長、○印は副会長

2) 幹事

区分	役職名	氏名	備考
行政幹事	建設省北陸地方建設局 阿賀川工事事務所長	金 箱 貞	河川行政
	環境庁磐梯朝日国立公園管理官 (第2,3,4,5,6回)	小 洯 晴 司	国立公園行政
	県企画調整部地域開発課長	由 木 文 彦	会津フレッシュリゾート
	県保健環境部環境保全課長 (第1回)	井 上 俊 郎	環境保全行政
	〃 (第2,3,4,5,6回)	羽根田 一 郎	〃
	県商工労働部観光物産課長	菊 地 俊 彦	観光行政
	県農政部水産課長	岡 本 隆	水産行政
	県土木部港湾課長	近 内 克 夫	港湾行政
	県土木部河川課長	平 井 良 一	河川行政
	県警察本部防犯部地域課長	八 卷 力 夫	水上安全条例
	郡山市企画部長	安 藤 昭 雄	周辺市町
	会津若松市企画財務部長	角 昌 幸	〃
	猪苗代町企画開発課長	細 矢 久 男	〃
水面利用者	(社)福島県観光連盟理事	清 水 義 春	
	福島県内水面漁業協同組合連合会参事	小 寺 新 二	
	東京電力(株)猪苗代電力所部長	齊 藤 国 雄	

事務局	県河川課 県郡山建設事務所 県会津若松建設事務所 県喜多方建設事務所		
-----	---	--	--

猪苗代湖水面利活用基本計画策定の経過



猪苗代湖水面利活用基本計画

平成6年3月

編集発行 福島県土木部河川課

〒960 福島市杉妻町2-16

TEL (0245) 21-1111 (代)

印 刷 有限会社 吾妻印刷

〒960 福島市西中央4-25

TEL (0245) 34-0342 (代)



うつくしま、ふくしま。

ふくしま県

ふくしまイメージデザイン

21世紀に向けて、美しい自然、美しいまち、
美しいこころを実現し、新しいふくしまを
創造するという県づくりの目標を形として
表現しました。